

衆議院 内閣委員会 議 録 第 十 一 号

平成二十五年五月十日(金曜日)

午後三時二十九分開議

出席委員

委員長 平井たくや君  
 理事 木原 誠二君 理事 関 芳弘君  
 理事 西川 公也君 理事 平口 洋君  
 理事 若井 康彦君 理事 松田 学君  
 理事 高木美智代君  
 青山 周平君 池田 道孝君  
 岩田 和親君 大岡 敏孝君  
 鬼木 誠君 勝俣 孝明君  
 川田 隆君 小松 裕君  
 新谷 正義君 田所 嘉徳君  
 田中 英之君 高木 宏壽君  
 豊田真由子君 中谷 真一君  
 中山 展宏君 平沢 勝栄君  
 福山 守君 山際大志郎君  
 山田 美樹君 吉川 越君  
 荒井 聰君 岡田 克也君  
 後藤 祐一君 津村 啓介君  
 遠藤 敬君 杉田 水脈君  
 中丸 啓君 山之内 毅君  
 輿水 恵一君 濱地 雅一君  
 大熊 利昭君 赤嶺 政賢君  
 村上 史好君

國務大臣 (内閣官房長官) 菅 義偉君  
 國務大臣 (国家公安委員会委員長) 古屋 圭司君  
 國務大臣 (少子化対策担当) 森 まさこ君  
 國務大臣 (社会保障・税一体改革担当) 甘利 明君

國務大臣 (行政改革担当) 稲田 朋美君  
 (公務員制度改革担当) 西村 康稔君  
 内閣府副大臣 鈴木 俊一君  
 外務副大臣 山際大志郎君  
 内閣府大臣政務官 本川 一善君  
 政府参考人 (水産庁長官) 雨宮 由卓君  
 内閣委員会専門員

委員の異動  
 五月十日  
 補欠選任 池田 道孝君  
 補欠選任 岩田 和親君  
 補欠選任 青山 周平君  
 同日 池田 道孝君  
 同日 岩田 和親君  
 同日 池田 道孝君  
 同日 岩田 和親君  
 同日 池田 道孝君  
 同日 岩田 和親君  
 同日 池田 道孝君  
 同日 岩田 和親君  
 同日 池田 道孝君  
 同日 岩田 和親君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件  
 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)  
 内閣の重要政策に関する件  
 栄典及び公式制度に関する件  
 男女共同参画社会の形成の促進に関する件  
 国民生活の安定及び向上に関する件  
 警察に関する件

○平井委員長 これより会議を開きます。

内閣の重要政策に関する件、栄典及び公式制度に関する件、男女共同参画社会の形成の促進に関

する件、国民生活の安定及び向上に関する件及び警察に関する件について調査を進めます。  
 この際、お諮りいたします。

各件調査のため、本日、政府参考人として水産庁長官本川一善君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。  
 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平井委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○平井委員長 質疑の申し出がありませんので、順次これを許します。岡田克也君。

○岡田委員 民主党の岡田克也です。官房長官は記者会見があるということなので、最初に官房長官にお聞きしたいと思えます。

まず、内閣の件でお聞きをしたいと思えますが、閣議の議事録の件です。

所掌は稲田大臣だということも承知しておりますが、これは、私が閣内におりましたときに、副総理と官房長官の共同議長のもとで検討組織を立ち上げまして、有識者の中で議論して、一定の結果に達しているわけでありまして。

つまり、閣議の議事録をつくるかどうか。内閣制度発足以来、そういった議事録というものはつくられてはおりません。しかし、イギリスやドイツは、そういったものが、議事録がつくられている、やはり後世、その時の政権が、いかなる議論が行われ、そしていかなる判断をしたかということがきちんとして国民に理解できるようにすることが、非常に民主主義にとって重要なことではないか、そういう御議論をいただきまして、三十年後に原則公開するという仕組みにいたしました。そこで決めて、立法の形式もほぼ煮詰めた上で、政権交代ということになったわけです。

この国会で検討法案になつていくというふう

承知しておりますが、ぜひこれは、やるということについて、官房長官の御意見をお聞かせいただきたいと思えます。そして、そもそもそういったことは意義があるかどうかということも含めて御意見をいただきたいと思います。

○菅國務大臣 委員の今の発言にもありましたけれども、委員が副総理のときに、閣議議事録の作成、公開制度の創設について検討して、閣議及び閣僚懇談会について議事録を作成して、今言われたように、三十年後に公開する方向で検討チームが取りまとめられたと。しかし、その後、閣議決定はされていなかったというふう聞いております。

本制度に係る法案の今国会への提出は検討中としておりますけれども、法制化が、公文書管理のみならず、閣議のあり方、ここに私は絡んでくるんだらうというふうに思えます。政府内部で今後十分検討して、本制度の扱いを含めて決定をしていくということが大事だろうというふうに思っています。イギリス、ドイツの閣議、そうしたものと比べて、今の閣議のあり方というものが我が国は違つておるわけですから、そうしたことも検討していきたいと思えます。

○岡田委員 閣議、それから閣僚懇あわせてということですが、今、閣議のあり方というふうな言われましたが、具体的にどういうことが問題となつて、ひつかかっているんでしょうか。具体的にお話いただけますか。

○菅國務大臣 例えば、この制度というのは、閣議全体の運営に大きな影響を与えるというふうに思っています。

従来、現在の閣議というのは、陪席者というのはこれで限定をされておりますし、議事録の作成方法、例えば、これは録音するかどうか、陪席者をふやすだとか、いろいろなことがありますし、ま

た、現に行われているイギリスやドイツにおいては、議論に必要な時間というものを十分にとつております。今の日本の閣議というのは、委員御承知のとおり、全体の大きな流れの中で、ある意味では事前に議論をされたものを閣議で了承するという方式を今とつていますから、そうしたことも含めて、これは検討する必要があるだろうと思つています。

○岡田委員 閣議がかなり形式化しているということは、私はそのとおりだと思います。ただ、閣僚懇では、かなり自由な議論というのは、これは内閣によって違うと思いますが、行うことは可能ですし、そして、重要な問題があれば、現に今までの内閣もやってきたと思うんですね。

そういうときに、後から振り返って、閣僚懇でどういう議論をして、最後、閣議は内閣の最高意思決定機関ですから、そこで政治家同士、大臣同士が議論して、その結論に至ったかということ、やはり後からわかるということが非常に大事だと思うんですね。

速記者が必要じゃないかとか、録音するのとか、そういう議論は我々もいたしました。それは一つの割り切りの問題で、本質じゃないというふうに思います。やはり本質は、後世、しっかりと検証することができ、そのための議事録を残すということであつて、余り形式論ではなくて、その本質に基づいて、これはぜひやるということを決断していただきたいと思つていますが、いかがですか。

○菅国務大臣 委員は十分閣議の内容もわかっているんじゃないかと思つてます。

今の我が国の閣議というのは、閣議にかける前にそれらを十分議論した上で、まとめるものを閣議にかけるという方式をとつております。多分、民主党のときもそうじゃなかったかというふうに思つてます。その閣議決定に至る仕組み等も検討しながら考えていきたい、こう思つてます。

○岡田委員 しかし、閣僚懇は、安倍内閣でも、実質的な議論は時にやられていないんじゃないか

すか。全くの形式であるはずがないし、本来、各省のトップであり、閣議の構成メンバーである大臣、大臣というのは各省の代表だけではないんですね。閣議の構成メンバーとして、そういうものを離れて議論する立場にもあるわけで、そこで議論したことが後から検証できないというのは非常に問題じゃないですか。

○菅国務大臣 現内閣におきまして、当然、閣僚懇談会もありますし、そこでそれなりの議論もしています。しかし、今の内閣のやり方の一つとして、事前に閣僚懇談会というのをやっています。で、そうした中で、話がある程度詰めた上で、最終的に閣議決定をするという方向で今私どもは物事を前に進めておりますので、そうしたことも踏まえて、これはぜひ検討させていただきたいと思つてます。

○岡田委員 関係閣僚会合も、正式なものであれば、これは議事録を残さなきゃいけない、少なくとも記録は残さなきゃいけないことになつていはいはずであります。ですから、閣僚懇だけ除くというのはよくわからない話で、これは、日本を代表する有識者の皆さんにかなり熱心に御議論いただいて結論を得ていることですから、ぜひ、このことについてしっかりとこの国会で対応していただきたいと思つてます。なお、この問題は、機会があれば官房長官や総理の御見解を聞いていきたいというふうにも思つております。

時間も限られておりますので、もう一つの歴史認識についてお聞きをしたいと思います。特に村山談話であります。

村山談話について、記者会見で、官房長官も、それから総理も、いろいろとお答えになつておられるわけですが、村山談話の中にある言葉で、官房長官の記者会見で出てこない単語が二つあるんですね。それは、植民地支配、それから侵略、この二つの言葉は出てこない。それ以外の、その前後は引用されて、認識は同じだと言われるんですが、植民地支配とか侵略という言葉は使われませんか。これは何か意味があるんですか。植民地支配とか

侵略ということを確認していないということですか。

○菅国務大臣 ぜひ御理解をいただきたいんですけども、村山談話に対して、内閣の基本的な考え方でありまして、我が国は、さきの大戦に至る一時期、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えたということ、さらに、これまで日本政府は、こうした歴史の事実を謙虚に受けとめて、改めて痛切な反省と心からのおわびの気持ちを表示するとともに、さきの大戦における内外の全ての犠牲者に対して哀悼の意を表明してきた、このことについては、安倍内閣も同様の認識であります。

さらに、近隣の国々、日本にとつてはかけがえないパートナーであり、地域の平和と繁栄のために貢献をしていく考えであるということでもあります。

そして、これは基本的なことでありまして、安倍総理の第一次内閣、二〇〇六年でありまして、けれども、総理大臣として、安倍内閣として、これまでの歴代内閣の立場を引き継いでいる、こういうことについては表明をいたしております。

○岡田委員 質問に答えていただいているんですが、植民地支配あるいは侵略ということについてはどうお考えかと聞いています。

○菅国務大臣 今申し上げましたけれども、二〇〇六年の安倍内閣のとき、また、今度の第二次安倍内閣のときも、歴代内閣と同じ立場を引き継いでいく、そういうことで御理解をいただければいいんじゃないかと思つてます。

○岡田委員 歴代内閣といえは、この村山談話あるいは小泉談話、いずれも植民地支配とかあるいは侵略という言葉が出てまいります。ですから、認識は同じということ、この言葉を当然共有されているわけですね。

○菅国務大臣 今申し上げましたけれども、二〇〇六年当時もそうでありまして、現在も、これまでの内閣の立場を引き継いでいくということは全く変わりありません。

○岡田委員 ですから、内閣の立場を引き継いでいるということは、「植民地支配と侵略によって、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えました。」村山談話ですね。「私は、未来に過ち無からしめんとするが故に、疑うべくもないこの歴史の事実を謙虚に受け止め、「この事実」というのは、「植民地支配と侵略」ということを受けているわけですね。

事実というふうには村山さんは言つていて、小泉さんも基本的に同じトーンで言われていると思つてますが、この植民地支配と侵略ということについては、はっきりその言葉を挙げて言つていただきたいんですが、それは受け継いでおられるんですか、受け継いでおられないんですか。

これ以上何も言われないうと、受け継いでいないと言つたに等しくなりますよ。

○菅国務大臣 私ども、今申し上げたとおり、これまでも歴代内閣の立場を引き継いできたし、これからも引き継いでいく考えでありますし、村山政権は戦後五十年に総理としての談話を出されました。小泉総理は六十年に総理大臣としての談話を出されました。

安倍総理は、こうした談話を引き継いでおりますけれども、七十年に未来志向の談話を出したい、これが安倍政権の考えであります。

○岡田委員 官房長官は、朝鮮半島において過去に日本が植民地支配を行ったということは、お認めになるんですか、ならないんですか。

○菅国務大臣 私、先ほどから申し上げておるとおりでありまして、歴代内閣と同じように、その立場を引き継いでいくという形が現政権の基本的な考え方でありまして、

○岡田委員 先ほどから全く答えていただけませんが、植民地支配を朝鮮半島に対して行ったということについて、官房長官の認識はイエスかノーか、お答えください。

○菅国務大臣 先ほど来申し上げておりますけれども、我が国は、さきの大戦に至る一時期、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に多大の損害と

苦痛を与えた、また、こうした歴史の事実を謙虚に受けとめて、改めて痛切な反省と心からのおわびの気持ちを表明するとともに、さきの大戦における内外の全ての犠牲者に謹んで哀悼の意を表明しました。ここについては歴代内閣と同じであり、近隣の国々というのは日本にとってかけがえないパートナーであり、将来もこれらの国々と未来志向の関係を築き上げていきたい。

そして、安倍政権としては、これまでの歴代内閣の立場を引き継いでいく、そういうことの中でこれは御理解をいただけるんじゃないでしょうか。

○岡田委員 引き継いでいくと言われながら、今も、「植民地支配と侵略によって」という、その言葉についてあえて引用されませんでした。ですから、この二つの言葉については、これは同意していないことですね。そういうふうな受け取られても仕方ありませんよ。それを覚悟で言っておられるんですね、官房長官は。いかがですか。

○菅内閣委員 引き継いでいくことを今私は何回となく申し上げておりますので、そのことで全てが入っているんじゃないでしょうか。

○岡田委員 植民地支配と侵略という言葉を引き継いでいるんですか、どうですかと私は何回もお聞きしているわけです。お答えください。

○菅内閣委員 歴代内閣と同じように、引き継いでいくというこの談話を申し上げているんじゃないでしょうか。

○岡田委員 私が何度も何度も、植民地支配と侵略という言葉について聞いてもかかわらず、歴代内閣を引き継いでいるという抽象論だけで、この言葉は絶対言われませんか。

ということ、やはり内閣として、この二つの言葉についてはノーだというふうな言われても仕方ありませんよ。それ以外の答えというのはないじゃないですか。どうなんですか。

○菅内閣委員 何回も委員に申し上げますけれども、総理大臣として、安倍内閣としては、こ

れまでの歴代内閣の立場を引き継いでいく考え方でありますということでは御理解をいただけるんじゃないかなというふうに思います。

○岡田委員 ですから、立場といえながら、私が聞いている植民地支配、侵略ということについては具体的にコメントされていないわけですね。これは非常に大きなことだと思えますよ。今までの内閣とは違う。

そして、例えば、この談話だけではなくて、日朝平壤宣言の中に何て書いてありますか。「日本側は、過去の植民地支配によって、朝鮮の人々に多大の損害と苦痛を与えたという歴史の事実を謙虚に受け止め、」こう書いてあるんですよ。

でも、今の官房長官は、こういった平壤宣言の中の文章とも全くかけ離れているじゃないですか。それが安倍内閣の考え方だというふうな理解せざるを得ませんよ。いかがですか。

○菅内閣委員 それは一方的な解釈じゃないでしょうか。

先ほど来申し上げていますように、この大戦における一時期、アジア諸国の人々に対し多大な損害と苦痛を与えた、さらに、歴史の事実を謙虚に受けとめて、改めて痛切な反省と心からのおわびの気持ちを表明するとともに、さきの大戦における内外の全ての犠牲者に謹んで哀悼の意を表明する。ここについては、安倍政権も全く同様の認識であり、この近隣諸国については、我が国にとつてかけがえのないパートナーであり、これらの国々との関係を未来志向で取り組んでいきたい。

そして、二〇〇六年当時の第一次安倍内閣にも表明しておりますけれども、今内閣でも、歴代内閣の立場を引き継いでいくことに変わりはないということであり、

○岡田委員 最後まで植民地支配と侵略については触れられませんでした。安倍内閣としては、この二つについては歴代内閣と異なる解釈をしているというふうな受け取らざるを得ません。これは、私だけじゃなくて、このやりとりを聞いていた人は普通そう考えるというふうに思います。

私は、それは大変不幸なことだということを申し上げておいて、きょうは、時間がありますから、このあたりには思いますが、機会を得て、また総理にもぜひこの問題についてお聞きしたいというふうに思っております。

それでは、社会保障・税一体改革、甘利大臣に来ていただいておりますので、一言。

きょうも本会議でもやりとりがあつたんですが、やはり本会議でも高齢者医療と年金についてきちんと議論すべきだというふうに思っております。もちろん、政府の考え方はよくわかっております。年金については、百年安心プランを出したときの考え方、現状で、それで大丈夫だ、やっていけるといってお考えだろうというふうに思っています。

ただ、我々は、必ずしもそういう考え方には立っていないわけであり、

例えば、百年安心プランといっても、マクロ経済スライドをやっていく中で年金の額が目減りしていく、実質的にはそれは年金としての意味をなさないような額になるかもしれない。それから、そもそも年金に加入していない人たちがたくさんいる。つまり、年金の世界だけでは収支が仮に合ったとしても、しかし、年金に加入していない人のところについてこれをどうするか、未加入者をなくすために今の制度でできるのか、こういう問題もあります。そういうことに基づいて、我々は、年金の大きな改革を主張しているわけです。

それから、みんなの党は、一体改革の議論でも何度も御主張になりましたが、積立方式を主張されている。

ですから、政府の考え方と我々民主党の考え方、そして積立方式、それぞれについて、やはり専門家のそろった本会議の場できちんと議論すべきじゃないかというふうに思うわけです。年金不信というのは国民の中にこれだけある。我々も、この年金の問題でいつまでも政治が答えを出さないというのはよくないと思うんです。ですから、お互い問題意識をしっかりと出し

合つて議論する、そういう機会として本会議を生かすべきだというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○甘利内閣委員 きょうの本会議でも一部この話が出たことは承知いたしておりますが、これは委員よく御案内のとおり、昨年の六月の三党合意で、年金の問題については、「あらかじめその内容等について三党間で合意に向けて協議する。」というふうな形で進められておりました。ダブルトラックではありますけれども、この三党協議の行方を有識者会議が見守りつつ、ではその間何もしないというわけじゃなくて、消費税の社会保障の強化部分、充実強化二・七兆円部分のうち、まだ具体的な内容が固まっていないう医療と介護の分野についてはまず優先的に議論すべきじゃないか、こういう意見が多かつたので、そういうことでやらせていただいているわけであり、

三党協議の結論が出るまで何ももしないかという議論に続いて、きょうは少子化についての議論を行いました。そこで、次回、第十二回になります五月十七日には、年金分野の議論に入るといふことになつていくわけであり、

最初の方に全体的な議論をして、それから各論に入つてきました。消費税については、まだ詳細が決まっていない部分について固めておく必要があるというところで、医療、介護を取り扱った。そして少子化。その後には年金というところで議論を進めていくという予定にいたしております。

○岡田委員 スケジュールは私も承知しておりますが、お尻が切れていますよ、八月という。ですから、私は、消費税引き上げを責任大臣として担当してまいりましたけれども、やはりあのときに、一つは経済状況を見きわめるといふこと、それからもう一つは、やはり社会保障改革をしっかりとやるということが国民に対する約束だといふふうに思うわけです。そういう観点で本会議もできていくというところで、

いろいろな議論を今までしてきたことは理解し

ていますが、やはり大きな改革ということになれば、年金制度、それから高齢者医療制度、この二つについてはきちんと議論する必要があります。三党の間でいろいろ議論してきました。与党の自民党、公明党の委員も大変真摯に対応していただいたと思いますが、ただ、残念ながらお互い合意に至っていない、そういう状況であります。

そういったことを考えれば、やはり国民会議の場でちゃんと議論するということが必要だと思いますが、そのことをお約束いただけませんか。

○甘利国務大臣 国民会議は、三党協議でいろいろと出された方針に沿って議論をしているつもりでありまして、あらかじめ公的年金制度に係る改革については三党で協議するから、そういう方向が出て、ある程度それが先導的な議論になるんではないかと。その後、それに沿って議論を詰めていく。

しかし、なかなか三党では方向性が見えてこない。しかも、前政権の中でも、では、この年金制度が本当に長期の使用にたえ得ないものかどうかという点に関しては、当時の総理みずから、今の制度は、五年ごとでしたか、財政再計算、今は財政検証というのでしたか、それがあって、きちんと長期にたえ得るものにしてあるから、それは長期をしっかりと支え得る年金であるという御答弁もあるわけでありまして、国民会議の中でも、三党協議の行方をずっと見守っているだけではないと、いずれにしても、どういうことになるにせよ、現行の年金制度の改正し得る部分について、部分的にも議論をすべきではないかということになって、その議論もしているということになっていくわけでありまして。

期限は八月の二十一日ということをご清家議長以下よく承知をされておりまして、その中で、年金の議論も次回入ろうということになっております。

○岡田委員 最初に申し上げたように、今この年金制度が壊れているとか、そういうことを我々は言っているわけじゃないんですね。ただ、先ほど

言ったように、例えばマクロ経済スライドということで額が減っていくということも考えられるし、それから、今の百年安心プランをつくってから、この数年間のいろいろな前提条件の変化もあるわけで、やはり、そこは国民の安心感を高めるためにもちゃんとした議論は必要だということふうに思っておりますので、こはぜひお願いを申し上げます。

最後、稲田大臣に来ていただきましたので、URの問題ですね。URの改革について、私が担当していたときに、有識者に非常に議論していただいて、一つの改革案をつくりました。

URというのは、今、十三兆円という巨額の借金を抱えた独立行政法人で、毎年の支払い利息が収入の四分の一、二百億円。これは、金利が上がればあつという間に膨れ上がっていく。当然、住宅の方はだんだん劣化していくわけですね。現在は七十年の償却期間で計算してありますけれども、七十年もつというのはいさよつと考えるに、普通で考えれば、財政状況は本当はもっと厳しいだろうというふうに思います。一方で、人口が減っていきますから、空き家率も高まっていくことも当然考えられる。

そういう中で、やはり、持続可能にするためには、今住んでおられる方で所得の少ない方に対してはしっかりと手当てをしながら、しかし、タワーマンションとか、そういうのも結構持っていたりして、高額のものも抱え込んでいますので、そういうものは民営化すべきではないか、そういうことの一つの絵を描かせていただきました。

これは今、凍結状態ということですが、いかがお考えですか。

○稲田国務大臣 岡田前副総理からは、十二月二十五日付の大変詳細な引き継ぎ書をいただきました。そしてその中で、四十分、二人でいろいろと引き継ぎをさせていただきました。今お話しになったURの件についても、非常に重たい問題である、そして、報告書が出ていて、おっしゃったような内容の報告書にまとまっているんだというお話も

伺ったところでございます。

その上で、そのURの改革に関しては、昨年一月の閣議決定に基づいてなされておりました、今回、政権交代を受けて、見直しをした上で改革をするということ、閣議決定自体は当面凍結をいたしているところでございます。

URについては、先ほど委員が御指摘になったように、多額の有利子負債を抱えるなど、脆弱な財務状況になっていて、非常に問題であるという認識は共通をいたしております。収益力の改善、コストの削減などを進めて、改革に取り組んでいかなければならないと思っております。報告書も検討させていただきながら、国交省と緊密に連携をして検討を進めていくことにしたいと思っております。

○岡田委員 このURの問題やあるいは独法改革全体、特設改革、こういうものを、我々は法案を用意したり報告書をまとめたつもりでした。政権がかわれば、それをもう一回再吟味するということが必要だということは私はわかります。わかりますが、ぜひこれがうやむやにならないようにしっかりと受けとめていただきたい、そのことを申し上げておきたいと思っております。

○平井委員長 次に、大熊利昭君。

○大熊委員 みんなの党の大熊利昭でございます。本日は、公務員制度改革について稲田大臣にお尋ねを申し上げます。

まず、総論でございますが、これまで、第二次安倍政権下で、総理あるいは稲田大臣が、国際的な大競争時代への変化を捉えて改革を進めるといふことを御発言されておられますが、このことと基本法との関係ですね。特に、基本法では国際的な大競争時代の変化を捉えるということが不十分、要するに、五年たつて不十分だということ、国際的な大競争時代の変化を捉えて改革を進めるといふに言っておられるのか、いや、基本法で十分なんだ、でも、言葉に言いかえて

んだということなのか、どちらなんでしょうか。よろしくお願ひいたします。

○稲田国務大臣 私も何度もこの問題について答弁をいたしておりますけれども、国家公務員改革の核は、基本法的一条に書かれているところの、公務員一人一人が能力を高めて、そして責任を自覚して、誇りを持って職務に邁進する、それが改革の核だと思っております。

そして、国際大競争時代に応じたという言葉は、表現は、総理の施政方針演説の中で、「国際的な大競争時代への変化を捉え、改革します。公務員には、誇りと責任を持って、世界との競争に打ちかつ国づくりを、それぞれの持ち場で能動的に進めるよう期待します」と。総理は閣下公務員という言葉も使っておられますけれども、私は、その思いというか方向性は改革基本法的一条と変わるところはないというふうに認識をいたしております。

○大熊委員 具体的に、そうしますと、基本法の第二条四号、これと同じことを言っていられっしゃるということでもよろしかったでしょうか。

○稲田国務大臣 今御指摘になったところで第二条四号を確認いたしますと、「国際社会の中で国益を全うし得る高い能力を有する人材を確保し、及び育成すること。」まさに私は同じ趣旨だと思っております。

○大熊委員 同じ趣旨ということであれば、では、五年間たつた追加的な検討事項には含まれない、こういう理解をさせていただきます。

したがって、そうすると、この五年間については、これまでの改革の成果を踏まえてという、この部分についてはだけがかかってくる、こういうふうな理解をいたしますが、そういうことでよろしいでしょうか。

○稲田国務大臣 改革の成果を踏まえてというのは、多分、それは総理のお言葉ですから。私は、この五年間、基本法に基づいてさまざまな改革も進んでいると思っております。その中で、やはり、基本法の理念に従って国家公務員改革を進めることに

よって、国際大競争社会においても打ちかつ、關  
の公務員というか、そういう国益、国家国民のた  
めの公務員制度というものを確立していくという  
趣旨ではなからうかと思ひます。

○大熊委員 この通常国会で公務員改革の関連法  
案をなぜ出さないんですかという話は前回もいろ  
いろとやらせていただきました。ちよつときよう  
はここは時間の関係で飛ばします。

そうすると、単純にといひますか、基本法の延  
長ですね。五年といふことで、この夏前に、ほ  
ぼ、余り具体的には何もできていない状態の中  
で期限が切れてしまふ。要するに、基本法がな  
うということになりますかというかと、本部が消滅  
するわけですね。そして、当然事務局も消滅す  
るわけですね。そして、ほかの行政改革の事務局と一  
体化するのでしょうか、というような報道ベー  
スでは承知しております。

そもそも、本部がなくなるということは、公務  
員制度改革を総合的、集中的に改革する、そうい  
う機関がなくなるわけなんです、これについ  
て、なぜ単純に期限をあつ一年なり二年なり延ば  
すんだというふうな閣法を出されないので、教え  
ていただければと思ひます。

○稲田国務大臣 恐縮ですけれども、委員が御指  
摘になりましたこの改革基本法の期限が来て、改  
革基本法自体がなくなるという事はありませ  
ん。この改革基本法自体は、まだ改革も途上です  
し、なくなることはございませぬ。

ただ、事務局の本部がなくなるというか、期限  
が来るということだと思つておりました、この法  
律自体がなくなるとか、ここで書かれていますこと  
を、改革をしないということでは決してないとい  
うふうに思ひます。

○大熊委員 大臣、大変申しわけないんですが、  
本部の事務局がなくなるんじゃないかと、本部がな  
くなつて、かつ事務局もなくなるんです。

事務局は、百歩譲つて、どこかほかの行革の事  
務局と一緒にいるということもあるのかもしれま

せんが、そもそも本部がなくなるということなの  
で、先般のマイナンバーの議論でもありましたと  
思ひますが、部長長なのか本部なのかという議論  
の前に、本部そのものがなくなるということ、  
当然部長もいなくなるわけでございますから、  
これは普通に考へて、では、基本法に何て書いて  
あるかといふと、総合的、集中的に本部が公務員  
改革をやると書いてあるわけなので、常識的に考  
へると、第二次安倍内閣は公務員制度改革に相当  
後ろ向きなんだなといふふうに国民は思うと思  
うんですね。

そういうことじゃないと私は信じていますの  
で、どうなんでしょうか、国会の期間といふのは  
まだありますから、五年をあつ一年とか二年とか  
延ばすんだ、そういう閣法を出された方が、安倍  
内閣の姿勢を、逆に、公務員改革をやらんとい  
うことからは思ひますが、よるいんじやないかとい  
うふうには思ひますが、いかがでしょうか。

○稲田国務大臣 基本は、改革基本法自体はな  
くならず、その改革基本法に基づいて  
改革をする責務を政府は負つております。

では、なぜ五年といふ期限を切つたかとい  
うと、五年でこの改革プログラム規定であるところ  
の改革基本法に基づいた改革を全て終了させると  
いうことで五年といふ期限があつたわけですね  
けれども、委員も御承知のとおり、三回政府案を提出  
して、三回とも廃案になりました。そして、その  
三つの法案が全て、どれをとつても同じ内容では  
なくて、それぞればらばらな内容であるわけであ  
ります。

先ほど来答弁いたしておりますように、改革基  
本法の一条はすばらしい理念です、私も改革は  
しなければならぬと思つておりますが、本部が  
消滅するかどうかとその改革をするかどうかとは  
必ずしも一致はしないと思つております。

○大熊委員 であれば、そもそも何で本部が置か  
れたのか。本部がなくてもできるというんだつた  
ら、なぜ本部が置かれたのか、その点がちよつ  
と論理的に整合しないんです。

そしてまた、具体的に、本部がない状態で、公  
務員制度改革以外のといひますか、通常の行政と  
しては総務省の人事・恩給局ということ、で  
は、総務大臣との調整はどうするんだといった場  
合に、調整がでなくなるおそれが、少なくとも  
その可能性がふえる、そういうふうに通考考へ  
と思ひますが、いかがでしょうか。

○稲田国務大臣 なぜ本部を置いたかといひます  
と、五年間で集中してやろうといふことで置かれ  
たんだと思ひます。そして、その期限が七月十日  
に来て、目前に迫つていられるわけですね。その中  
で、顧問会議での報告書があつたり、また、政府  
が三回法案を提出して、全てが廃案になつたわけ  
です。

私は、本部を延長する必要はないと思つており  
ますが、それは改革基本法がなくなるといふこと  
ではなく、改革は進めまますけれども、しかし、  
本部を延長する必要はないと思つております。し  
かし、改革についての推進体制はもちろんな必要だ  
と思つております。公務員改革といふのは行革と  
も非常に関連する取り組みでもありますので、七  
月十日の期限が来ることは私も十分承知をいたし  
ておりますので、他の行革の組織のあり方との整  
合性を持つて検討してまいりたいと思つておりま  
す。

○大熊委員 基本法には、いろいろな、プログラ  
ム法ですから、五年間、三年間で措置すると書い  
てありますが、本部は、総合的かつ集中的に公務  
員改革を推進するんだと、五年とは十三条には書  
いていないんです。ここには期限は書いてない  
んです。大臣、今、五年間とおつしやいまし  
ますが、そういうことは法律には書いてないんです  
ね。ここをまず申し上げておきたいと思ひます。

この問題は非常に重要だと思つておりますの  
で、もし政府の方で出さないのであれば、ぜひ議  
員立法というふうな形で検討していきたいなとい  
うふうで考へていられるところでございます。

続きまして、あと七分か八分ということなの  
で、退職管理基本方針でございます。

これは、民主党政権時代、平成二十二年六月二  
十二日に閣議決定されたものでございます。これ  
のもとになつていられるのは、私が事務局にいた時代  
から、事務局で人事・恩給局と一緒に、当時の審  
議官のもとで、能力実績班のもとでやつていた話  
でございます。これが、政権がかわつて民主党  
政権になつて正式に閣議決定をされたわけござ  
います。これが改革の成果の一つだといふふう  
に御認識されていらつしやいますか。

○稲田国務大臣 その前に、先ほど五年間とい  
ふことは書いてないとおつしやつたんですけれど  
も、四条で、「この法律の施行後五年以内を目途  
として講ずるものとする。」といふふうで書かれて  
おりました、五年間といふ期間といふものは、め  
どとして設置がされております。

その上で、退職管理基本方針についてのお尋ね  
ですけれども、これは、国家公務員法第六十六条の  
二十六に基づいて、再就職規制の徹底など、退職  
管理の適正化に関して政府が取り組むべき指針を  
閣議決定において定めたものと承知をいたしてお  
ります。

委員が御指摘のとおり、これは民主党政権下で  
の閣議決定であり、それを引き継いでいるとい  
ふことでございます。

○大熊委員 引き継ぐといふことは、すなわち、  
改革の成果の一つだと認識され、そして自公政権  
でも引き継ぐんだ、こういう理解でよろしいで  
しょうか。

○稲田国務大臣 新たな閣議決定がなされない限  
り、引き継いだものと承知をいたしております。

○大熊委員 この民主党政権時代の退職管理基本  
方針について、当時の内閣委員会で自民党の委員  
の皆さん方はどのような質疑、姿勢で臨んでい  
らつしやつたか、大臣、お答えいただければと思  
ひます。

○稲田国務大臣 つまびらかに承知いたしてお  
りませぬけれども、例えば、現役出向等について  
批判的な質問をした議員も野党時代はいたのでは  
ないかと思つております。

○大熊委員 批判的な質問をした議員もいたじゃないかと、全員批判的に質問しているんですよ。

例えばこちらにいらっしやる委員長、当時の強力野党の自民党の委員長がこういうことを言っている。「今回の法案では、政務調査官を置いて、政務三役をサポートすることになっています。しかし、一方で、現在総務省で検討されている退職管理基本方針では、これまでなら天降りしていた幹部官僚たちを役所の中で処遇するために、高位の専門スタッフ職なるものをつくらうとしています。その仕事も、政務三役の企画立案のサポートだそうなんです。一体、これはどういう関係にあるんですか。」とか、「退職管理基本方針の中の高位の専門スタッフ職というものなんです。こんなものをまたつくっちゃうとなると、国民の理解は得られないと思います。」と。

平井委員長「長だけじゃないですよ。平委員も、「もう時間ありませんから指摘だけしておきますけれども、退職管理基本方針、これで現役出向をどんどん行けるようになりました。これはもうまさに天降り規制の緩和と言わざるを得ません。首をひねっていますから。」とかいうことなんですよ。

なので、これをそのまま引き継ぐとなると、やはり自民党さんというのは与党になると変わっちゃうのか。手前でもで恐縮ですが、みんなの党は、アジェンダという評判の悪い横文字で、要するに、政策をもとにした、野党になってもならなくとも変わりませんよ。だけれども、自民党さんというのは与党になると変わっちゃうんですか、こういうふうにもみんな思っていますよ。どうなんでしょうか。

これは、閣議決定した二十二年六月二十二日の退職管理基本方針を撤回して、現役出向とかなしにする、専門スタッフをなしにする、こういう閣議決定をやっていただけじゃないか。

○稲田国務大臣 先ほど私が申しましたのは、閣議決定というのは非常に重いものですので、違う閣議決定をしない限り、引き継いだものというふう

うに承知をいたしております。

そして、専門スタッフ職、それから現役出向について、野党時代さまざまな質疑があったということは、今委員も御指摘になったとおりでございます。

それは、きちんと運用することによって、制度の趣旨に合致した運用をする必要があるということではないかと思っております。

○大熊委員 いや、それは運用の問題じゃないでしょう。であれば、野党自民党時代、その運用の問題で云々という発言は誰一人、誰もいないですよ。そもそもその制度の問題じゃないですか、これは。

○稲田国務大臣 専門スタッフ職というのは、複雑化している行政需要に対応して、職員の能力を生かして公務部内で長時間勤務することが可能になるよう、調査、研究、情報分析等の専門的な分野で人材を適材適所で活用するということですか。私は、制度自体はそんなおかしなものではなくて、それを何か高給窓際族みたいな、そういう運用をすることは間違っていると思えます。

また、現役出向についても、大臣の任命権のもとで、その職員が培ってきた専門的能力を生かしてもらおうということで、独法等で活用するために現役出向させる、そしてまた帰ってきていただくということを前提にしているわけですから、それを例えば隠れ天降りとか、運用次第ですけれども、制度そのものがおかしなことではないかと思っております。

○大熊委員 同じ事例で恐縮なんですけど、当時の平井委員は、窓際ポストで年収が一千三百万から千四百万ですよ、首を振られるけれども、では年収は幾らなんですか、七百万ですか、五百万ですかということなんです。では、今度同じ表現で、七百万にするんですか、五百万にするんですか。そういう運用ならまあそうかなと思えますよ。どうせ千何百万なんですよ。変えずにやるわけですよ。

大臣は、運用を改善とおっしゃいます。では、

七百万、五百万、当時の平井委員長がおっしゃられる、これでやるんですか。

○稲田国務大臣 当時の平井委員長の質疑を、その前後を含めてもう一回読まないかどうかという趣旨でおっしゃったかわかりませんが、その職にふさわしい俸給ということになるのではないかと、どう思っていますか。

○大熊委員 お読みになっていないということ、私が申し上げますよ。そのつながりは、要するに専門スタッフというのは、幹部から外れた人を、天降りのかわりに役所内部で処遇するための窓際ポストなんです。これはもう断定です。それから、窓際ポストだけでも年収は一千三百万から千四百万、こういうふうにおっしゃっているわけなんです。これは、前も後もつながりもなく、明確にこういうふうなお話なわけなんです。

これは運用というのであれば、今現状、高位の専門スタッフ職をつくらなくても、一級、二級、三級があります。当時は、三級の上に四級で千五百万とかをつくるみたいな議論があったんですけど、逆に、ゼロ級にして七百万とか五百万、こういうのを具体的に制度としてつくってください。いかがでしょうか。

○稲田国務大臣 今でも専門スタッフ職というのは別の給与体系でありますので、その人の能力や、そして仕事に応じた俸給という給料であることは当然です。そういう運用をしていくという趣旨で答弁をした次第でございます。

○大熊委員 時間も大分なくなりましたが、これは、みんなの党は公務員いじめをしているわけじゃないかと、むしろやる気のある若手官僚を応援しようということ、霞が関の若手の公務員の皆さんが一番この問題に対していろいろ不満を持っているんです。

私も、公務員人件費のカットとか、そういうことも言っておりますが、やはり前向きに公務員改革を捉える場合、この問題は本当にやる気、モチベーションに強く影響していますので、ぜひ

とも、専門スタッフ職、ゼロ級の、給与をもっと下げた状態、そういうものをつくって運用を改善していただきたい。運用ということならばですね。そもそも私どもは運用だと思っております。制度そのものだと思っておりますが、もし運用だということならそういうふうに行うべきだと思っておりますが、いかがでしょうか。

○稲田国務大臣 制度そのものは問題がないことは、御党の代表である当時の渡辺大臣も認めておられまして、例えば現役出向について、「これは独立の法人格ではあるけれども、行政を行う法人でございますから、こういうところに現役公務員が出向することは問題はないかと思っております。」というふうな答弁をされております。また、専門スタッフについても、「専門スタッフ職というのは非常に必要な仕事ではないでしょうか。」ということで、制度については前向きな答弁をなさっております。やはり運用の問題ではなからうかと思えます。

○大熊委員 渡辺喜美大臣時代、これは平成二十二年ですから、これは全然違いますよ。通常の専門スタッフ職の話であって、退職管理基本方針における専門スタッフの話とは全然違いますので、渡辺喜美も、私、今、当時のブログを持っておりまして、全然認めていないですから、そこだけちょっと訂正させていただきます。終わらせていただきます。

以上です。

○平井委員長 次に、村上史好君。

○村上(史)委員 生活の党の村上史好でございます。きょうは、古屋国家公安委員長、国務大臣に、拉致の可能性が否定できない行方不明者に関する捜査の現状及び拉致問題に関する質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

従来、政府は、拉致の可能性のある捜査対象、調査対象の総数を公開をされなかったということだったんですけども、昨年末に初めてその総数を明らかにされたということでございますけれども、なぜ改めて総数を公表することになったのか、その背景についてお伺いをしたいと思います。

○古屋国務大臣 委員の御指摘は、いわゆる拉致が否定できない方々、特定失踪者の皆さんということになるんでしょうか、これは、当初発表されたときは八百六十八か九だったですかね。今は、だんだん減りまして、八百六十四まで減ってきました。

これはやはり、公開できるものは公開する、私の大原則としての基本理念でありますから、公開するのは当然だと思っております。これは、八百六十四人のうちどれだけが拉致されたのかはわかりませんが、疑いが払拭し切れないう人たちがそれだけいらつしやる、こういうことですね。私は、そういう発表できるものは発表していかうということではございません。

○村上(史)委員 わかりました。その背景については、大臣の思いが、そういうことで公開をされたということではございません。

実は、民間の特定失踪者問題調査会もそのリストを持っておりませんが、公表された人数の中にそのリストの方々が含まれるんでしょうか、含まれないのでしょうか。

○古屋国務大臣 特定失踪者問題調査会の会長の荒木さんですね、よく承知しています。それで、荒木さんからもリストをもらっていますよ。私も全部それを照合しました、警察庁にさせまして。そのうち、名前を公表している方々がいらしたんです。そのもらったリストはたしか三百七十人ぐらいだったと思いますけれども、これは全員名前が一致しましたね。

そのほかに、何人か、ちよつと正確な数字は忘れましたが、非公開リストというのがあるんですね。これに類する方々については、七名ほどが一

致していないということが判明しています。

○村上(史)委員 ありがとうございます。そして、第二次安倍内閣、政権として、不退転の決意で問題解決に当たっていくという総理自身のお言葉もございました。それだけの決意というものを我々も重く受けとめなければならぬと思っておりますけれども、現実には、大臣が二月に、拉致可能性失踪者のDNA試料採取を都道府県警に指示されたというふうになっておりますけれども、この現状はどのようになっているのか、また、これをどのように捜査に生かしていこうとされているのか、お尋ねします。

○古屋国務大臣 ちよつと整理してお話ししますと、DNAの鑑定については、告訴、告発を受けている方々については、既にその時点でもやっております。それを当時公表したんですね。たしか、公表した当時で六十人ぐらいだったですかね。今は実はふえていて、四月末時点で百五十二人ということなんです。それは公表しております。今後は、この特定失踪者の方々については、拉致された疑いが払拭できないというものは当たり前から、しっかりと捜査をしていくというのは当たり前なこと、これは、やはり家族の方々の心情を考えると、当然の警察としての責務ですよ。

そこで、そういった方々についても捜査をさらに、これは第一義的には各都道府県でやっていることなんですけれども、特別指導班というチームを警察庁の中につくりました。現実には各都道府県で特定失踪者の方々の調査をしていますが、それが本場にびしっと調査ができていくのかということ、要するに警察庁本庁の、もちろん各県警もプロですけども、プロのプロと言ったらいいかな、こういった方々にもしっかりとチェックをやらせて、今その作業を進めています。

今後、拉致の疑いのある人については、さらにその捜査を進展させていくということにしていこう、そういう指示をしております。

○村上(史)委員 ありがとうございます。今、次にお聞きする予定であった特別指導班、

警察庁の外事課に設けられた組織、班だと思いませんか。プロをより一層活用しながら、捜査を果のあるものにしていきたい、拉致の可能性のある方を確定していくということで、それは、今大臣御自身もおっしゃいましたように、拉致されたかどうか、この事実を解明すること、事実を追及することが、拉致問題の全貌を解明するやはり第一歩だと思えます。

そういう面では、今後の捜査のより一層の発展、また努力をお願いしたいと思いますし、何よりも、失踪者家族ですね。本当に拉致されたのか、行方不明なのか、そういうことで毎日気をもんでおられる、また苦しんでおられる。そういう方々に対して、やはり納得のいく答えを警察として出したい、そして、拉致というふうには認定されるならば、今後新たにまた被害者家族としての活動もしたいということもおっしゃっておられますので、これからの捜査の進展を強く要望させていただきます。よろしくお願いいたします。

捜査に対する思い、強い思いをお伝えください。

○古屋国務大臣 その前に、私どもの、拉致に対する政府の基本スタンスですけれども、政府が認定していようが認定していなからうが、その有無に関係なしに、拉致された被害者は全員取り戻すというのが今度の新しい内閣の考えなんです。ですから、ある意味で、政府認定するということは、実際戻ってこられた後の支援ということが中心なんです。

ですから、そのことよりも、やはり、有無にかかわらず、拉致された人間は全部取り戻す、これはもう我々の政府の強い意思です。安倍総理初め担当大臣としてもそういう意識でやっています。ですから、今申し上げたように、そういった拉致が否定できない案件についても、特別指導班をつくってしっかりとチェックをしているということなんです。

これはもう委員おっしゃるように、やはり家族

の方にとってみれば、もう言葉には言いあらわせない苦痛の毎日ですよ。そういう苦しみというのを私たちは共有しながら、拉致問題として特定失踪者問題に取り組んでいこう。

私も、大臣になる前からずっと十数年間、家族の皆様、あるいは特定失踪者の皆さんを救う会の皆様、そして応援していただいている皆様と一緒に取り組んでおりますので、その気持ちは寸分も変わることはありませんし、そういう意識に基づいて拉致問題に取り組んでいきたいと思います。

○村上(史)委員 力強い決意をいただき、我々も一緒になって頑張っていきたいなというふうに思っております。

それでは、失踪者の捜査に関連をいたしました、捜査プラス問題解決に向けて取り組んでいかなくてはならないわけでありまして、それについて何点が質問をさせていただきます。

改めて私が申し上げるまでもなく、拉致問題は日本の主権の侵害、また、被害者及びその御家族の人権の侵害、これは際立ったものであります。被害者が日本に戻ってくる、それが何よりも第一、それが目的であると思っております。そういう面では、我々全国会議員また全国民が一致して取り組まなければならぬ課題である、私が改めて申し上げるまでもなく、共通した認識だと思っております。

しかしながら、現実はどうかということをお考えますと、なかなか拉致交渉が進展をしていないというの現実だと思えます。その原因は、北朝鮮のミサイルの発射あるいは核実験の強行、及び重なるという緊張をつくり出して北朝鮮に問題があるということは事実だと思えますが、日本側としても、問題が起これば交渉の窓口を一旦閉じてしまおうということの繰り返しではなかったかなという思いがいたします。

また、あわせて、拉致家族の横田滋さんの言葉を引用するわけではありませんが、対話と

圧力、もちろん両方必要だけれども、とにかく交渉をしてほしいんだ、打開の糸口を見出していただきたいというのが、被害者の高齢化ということも相まって、そのことを強く訴えておられるのは御承知のとおりだと思います。

そういう中で、五月の連休の二日から三日ですか、大臣が訪米をされました。その訪米の目的は何だったのか、まずお伺いをしたいと思います。

〔委員長退席、関委員長代理着席〕

○古屋国務大臣 訪米の目的ということで申し上げますと、これは日本政府が主催した、初めて海外、特にアメリカで、こういう拉致問題のシンポジウムを開催しました。この目的は、国際連携。

それから、拉致をされた国々、一説では十四カ国にも及ぶというふうに言われていますね。ニューヨークとワシントンでなぞ開催したか。ニューヨークというのは、御承知のとおり、国連の本部があるんですよ。国連の関係者がたくさん来るんですよ。ですから、まず、ニューヨークのシンポジウムは、国連関係者の皆様にしつかり集まっていたらいいということ。

それからもう一つ。ポスター等、ウェブでも募集したんですね、一般市民の皆さん。二百五十名の会場、満員になりました。入り切れないくらい。それで、私が基調講演をした後、家族の皆さんが悲痛な訴えをしたら、一般の市民の皆さんは、ハンカチを出して目頭を押さえて泣いていましたよ。知らないんですよ。それだけの、人権問題という範疇を超えた、要するに国家によるテロに等しいんですよ。そういうことをみんな認識していただいたのです。

それから、国連関係者の皆様には、御承知のように、三月の二十二日に、新たな人権メカニズムということで、国連に北朝鮮の人権問題、それも拉致というものを具体的にたつきりテーマとして取り上げる委員会が立ち上がる。今度、その委員も決まりましたね。ついおとといかきのうか、正式に決まりましたよ。やはり、これで本場に稼働していきます。だから、そういう国際連携をして

いく。

それから、アメリカの協力というのは極めて大切でありますから、そのアメリカの協力をしっかりと訴えてくる。特に、ケリー国務長官が訪日をした際に、外務大臣との会談の中でも、拉致問題については完全に支持をして、そして全力で取り組んでいるんですね。それだけやっていますよ。

だから、確かに十年間進展がなかったことも事実ですけども、一方では、アメリカがそれだけ強い、厳しい立場になる。あるいは、もう御承知のとおり、中国も今、制裁を強化していますね。これはちょっと、ある意味では私もびっくりしているところなんですけれども、でも、これは好ましいことですよ。そうなってくると、過去の例からして、中国とかアメリカが厳しい態度に転じると、北朝鮮は必ず日本にも何らかのサインを送ってくるんですよ。それは、立場からしたら、そういうことではないでしょうか。

ですから、私は、今、安倍内閣のもので、そして政府も、官邸も、外務省も、拉致担当室も、私、大臣も同じ方向を向いて取り組んでいるということですから、これは解決に向けての糸口というのは見えてきていると思います。そして、それに対して、北朝鮮、特に若い指導者ですね。多分、人生経験がないことはもう間違いないですよ、三十歳ですからね。この指導者、そして周りのそういう人たちが取組んでいる人間が、拉致問題で日本にしっかりと解決しなければ何の支援も得られないんだということを正しく理解させるということが大切だと思うので、今、そのための北朝鮮包囲網をありとあらゆるチャネルを通じて取り組んでいきますよ。今後ともその姿勢を徹していきたいというふうな思っております。

その一環として、このアメリカでのシンポジウムを開催した。非常に、私が言うのもちょっと僭越かもしれませんが、成功だったと思えますね。予想外の反応がありました。

○村上(史)委員 ありがとうございます。

先ほど、シンポジウムの中で講演をされたということでございますけれども、新聞報道でございませけれども、大変重要な発言をされていると思っております。

まず一点は、核、ミサイル問題をめぐる取り組みの入り口で、日本が、日朝間のとげをみずから手で抜く可能性を模索したい、二点目は、日本は主体的に行動すべきであり、米国も完全に理解をしている、そして三番目に、拉致問題解決の機運は高まっている、こういう発言をされました。これは、背景、例えば北朝鮮からの何らかのシグナルが来ているのか、それとも大臣の思いなのか、そのことも含めてお話をいただければと思います。

○古屋国務大臣 これは内閣委員会ですので、当初、警察の関係の特定失踪者のあれだったので、これはだんだんほとんど拉致問題そのものの議論になってきたので、本来なら、これは私、警察の担当の大臣ですから、ルールからすると、これは副大臣が来て答弁しなきゃいけない話なんですけれども、ほかならぬ村上先生の御質問でございますので、やはり私もお答えさせていただきたいと思っております。

今委員おっしゃるとおり、私、向こうで基調講演をいたしましたので、今の趣旨を申し上げます。政府のホームページにも、あるいは私のブログ、ホームページにも原文、英語で挨拶させておりました。その日本語訳と、全部載っておりますので、ごらんになっていただけましたか。(村上(史)委員「はい」と呼ぶ)ああ、そうですか。ありがとうございます。

そういう意味では、今委員が御指摘あったように、我々は、その交渉の入り口において、日本の政府は、拉致、核、ミサイルを包括的に解決するというのが基本方針ですが、一方では、日本にはそのとげ、拉致問題がある、だから入り口においてそれを先行的に主体的に交渉するというのも一つの選択肢なんだという趣旨の発言をさせていただきます。

しかし、そのためには一つ絶対な前提条件があるんですよ。それは日米関係の信頼なんです。私は、安倍総理になって、やはり日米関係の信頼のきずなというのは完全に回復したというふうな思っております。それは、日米首脳の間で、そして我々それぞれのレベルでいろいろな交渉をしておりますけれども、やはりそれからもうかがい知ることができませんよ。

ですから、そういう信託関係があるからこそ、日本のその問題を主体的に交渉したとしても、結果として、アメリカは支持してくれるだろうし、一方では、核とかミサイルの問題についても、その問題を解決していくきっかけになり得るんですよ。

ですから、私たちは、そういう意思でもってこの拉致問題を主体的に入り口論において先行してやるということもあり得るんだということを強調させていただいたわけでありませぬ。

○村上(史)委員 まことに申しわけない思いでございます。大臣が御配慮いただいて御答弁いただきましたことを心から感謝申し上げますと同時に、委員会の皆様にもちよつとおおびを申し上げます。たいなということをお願いいたします。

いずれにいたしまして、この拉致問題、本当に我が国にとって大変重要な課題であり、そして、少しでも早く解決をする、そのためには、与党、野党関係なく、そして政府一体となつてやはりこれに取り組んで、日本としての意思を明確にすべきだ、そういうふうな思っております。

これからの御尽力を心からお願いを申し上げます。質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○関委員長代理 次に、遠藤敬君。

○遠藤(敬)委員 日本維新の会の遠藤敬でございます。

本日に、きょうはもうゴールデンウィークも終わりました、早くもきょうは金曜日ということも、もう委員の先生方も閑散としてまいりました。先ほど菅官房長官と岡田前副総理が白熱した

議論をされておりましたけれども、何か残念ながら静かな雰囲気になっております。

本日は、かねてより菅官房長官に御指導賜りながら、またまたお出まじだきまして、幾つかの御質問をさせていただきたいと思っております。その後、古屋国家公安委員長、森少子化担当大臣にお聞きしたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひ申し上げます。

先ほどゴールデンウィークも過ぎましたと申しましたけれども、ゴールデンウィークの最初の祝日が四月二十九日の昭和の日でございます。昭和の日は、祝日法によりまして、「激動の日々を経て、復興を遂げた昭和の時代を顧み、国の将来に思いをいたす。」とされております。昭和の時代においては、四月二十九日は天皇誕生日でございます。それが昭和天皇の崩御に伴い、みどりの日となりました。しかし、平成十七年の祝日法改正によって昭和の日となりました。

一方、十一月三日の文化の日は、もともと明治天皇の誕生日であり、明治節でございました。戦後、日本国憲法が公布された日であることなどから、文化の日とされました。

先日、我が党の田沼議員が予算委員会で明治の日に関して質問した際、政府参考人から、文化勲章親授式が行われていることなども踏まえ、文化の日の制定趣旨等が理解されるよう努めるとの答弁もございました。

しかし、文化勲章は文化の日の制定される前から存在しており、文化の日と文化勲章は関係ないと存じております。

私は、明治という時代は、歴史上、近代化を進め、日本のアイデンティティを確立した大変輝かしい時代の一つだと考えておりますけれども、みどりの日を昭和の日に改めたのであれば、文化の日も明治の日に改めなければ首尾一貫しないのではないかと、そのような市民運動まで起こっております。

菅官房長官におかれましては、昭和の日の推進議連のメンバーだったということも承知をしてお

ります。そういう意味では、明治の日の制定について御理解もいただけるものだと思っております。

政府においては、国民の祝日について、現行の文化の日から明治の日に改めるべきとの意見に対してどのようにお考えか、お伺いしたいと思っております。よろしくお願ひします。

菅官房長官 十一月三日は、戦前は明治節、そういうことで祝われた日でありましたけれども、昭和二十三年に、これは議員立法で国民の祝日に関する法律が制定される際に、文化の日、こうされた経緯があります。国民の祝日、実は私もかつて、みどりの日じゃなくて昭和の日がいいだろうということ、議連で運動したことを今思い浮かべております。

全体として、国民こそ祝っていただければ、感謝し、また記念をする日、広く国民の皆さんに理解をしていただけるということが物すごく大事でありますから、そういう意味で、国会でそれぞれ会派の皆さんが御議論いただいて決定いただくことでもありますので、今、遠藤委員はこれを明治の日ということをやられていました。その趣旨に従って、それは、そうした各党派でそういう雰囲気をつくらなければならないと思っております。

昭和の日は多くの皆さんに御理解をいただけて制定をすることができたわけでありまして、そういうことを思い浮かべながら、ぜひ各党派の御議論に、政府としては、これは議員立法でありますので、まことにと思っております。

遠藤(敬)委員 ありがとうございます。議論を深めてまいりたいと思っております。今後とも御指導賜りたいと思っております。

次に、公務員制度についてお伺いをいたします。私は、官房長官もよく御存じのとおり、大阪の泉州というところで育ちまして、岸和田のだんじり祭りでも育ちました。まさにだんじりとともに生まれ育ちまして、こんな人間ができてしまいま

て失敗かどうかわかりませんが、だんじりとともに育ってまいりました。

そんな私の地元である大阪では、御存じのとおり、維新の会が牽引役となって地方公務員制度の改革を推進しております。また、維新の会では国家公務員の制度改革も掲げておりますし、第一次安倍内閣では国家公務員制度改革を重要課題の一つとして取り組まれておりましたので、第二次安倍内閣においても、第一次安倍内閣同様に、いやそれ以上に、大胆かつ抜本的に改革が行われることを強く期待するものでございます。

そこで、公務員人材確保及び若手公務員の勤労意欲の向上について菅官房長官に御質問したいと思います。

官房長官は、本年一月二十四日、国家公務員の給与改定に関して内閣官房長官談話を発せられております。この談話の中で、公務員諸君が行政のプロとして誇りを胸に職務に励むことを期待するという趣旨が述べられております。

また、現政権では、民主党政権において進めていた国家公務員の新規採用の抑制について見直すことを閣議決定されておりますが、これに先立って、官房長官は、新規採用の抑制は組織全体の活力の観点から見直しをするべきだとの御指摘をされております。

私は、長年大阪で教育問題に携わってまいりましたという教育問題しかわからないわけでありませぬ。その中で感じたことは、若者が夢を持ち、そしてまた意欲を持って働ける環境の整備が求められているということも言うまでもございませぬ。

この観点から、公務員制度改革を進めるに当たっては、官房長官が御指摘された組織活力の維持に加え、職員が公務に對し意欲を持って取り組める環境づくりが必要であると考えております。意欲を持った優秀な若者が国家のため国家公務員を目指し働く、そのような国家公務員制度であるべきと考えます。

そこで、若い優秀な人材が公務員を目指し、ま

た、若手公務員が能力を發揮し、意欲的に公務に取り組めるよう、霞が関全体の組織としてのような改革を目指すか、官房長官の御意見を伺いたいと思っております。

〔閣委員長代理退席、委員長着席〕

菅官房長官 公務員の人材は、みずから、国家のために貢献をしたいと思います。そういう思いで多くの優秀な人が入ってきています。そういう方が初志貫徹できるような、その制度改革というのは極めて大事だということに思っていますし、国家にとっても必要なことだということに思っています。

本年二月からは、実は、稲田公務員制度改革担当大臣のもとで、公務員が誇りを持って職務に邁進し、若い優秀な人材が公務員を目指すことができる、そういう改革を行う、そういう観点から、公務員制度改革の在り方に関する意見交換会を今取りまとめをいただいております。

取りまとめをいただく中で、そうした若くて優秀な職員が公務員を目指して、そうした同時にまた、公務員に合格した後も、組織全体がやはり活力ある組織にしなきゃならないだろうというふうな思っていますので、そうしたことの全体の取りまとめを稲田大臣のもとで今行っておりますので、できるだけ速やかに総括、検証を行なった上で、若い人材の育成確保、真の改革ができるように、内閣として全力で取り組んでいきたいと思っております。

遠藤(敬)委員 それでは、続きまして、四月十九日に日本記者クラブで行われました成長戦略のスピーチにおいて、安倍総理は、御自身の病気の回復について触れ、健康長寿社会の必要性について述べられております。そして、スピーチでは続けて、健康長寿社会の実現のための施策の一つとして、官民一体となった、研究から実用化までの一貫通貫の国家プロジェクトを推進する仕組みとして、日本版NIHの創設を挙げられました。

日本版ということとは本家があるということになります。本家のNIH、アメリカ国立衛生研究所は、がん研究所やアレルギー・感染症研究所な

ど、複数の研究所から成るアメリカの医学研究の拠点であり、世界的にも重要な医学研究所だと伺っております。

健康長寿社会の実現に関しては、四月二日に、日本経済再生本部長である安倍総理から菅官房長官に対し、関係閣僚を束ね、革新的な医療技術の実用化スピードを大幅に引き上げるため、研究と臨床の橋渡し、研究費の一元的な配分、さまざまな研究開発、臨床研究、司令塔機能を創設するための具体方策を早急に政府内で取りまとめることと指示が出されたことと伺っております。

この指示を受けて、官房長官は、四月二十三日に開催されました第七回産業競争力会議に、医療分野の研究開発の司令塔機能たる日本版NIHを創設するための骨子を提出したと聞いております。

そこで、日本版NIHの創設について検討を重ねている菅官房長官から、目的及び概要について御説明を賜りたいと思っております。

○菅国務大臣 今委員から御指摘がありましたように、四月二日の日に、日本経済再生本部において、総理から私に対して、革新的な医療技術の実用化スピードを大幅に引き上げるために、医療分野の研究開発の司令塔機能を創設するための具体的な指示がありました。これを受けて、私自身が中心になりまして、日本版NIHの骨子を取りまとめました。

実は、三点ありまして、「司令塔の本部として、内閣に、総理・担当大臣・関係閣僚からなる推進本部を設置する。」さらに、「二元的な研究管理の実務を担う中核組織を創設する。」研究を臨床につなげるため、国際水準の高い臨床研究・治療が確実に実施される仕組みを構築する。この三本の柱に基づいて、医療分野の研究開発の司令塔機能を創設することにいたしました。

日本のこうした分野というのは、余りにもこれは縦割りでありましたので、それをこのNIH一つにして、研究成果をスピードを持って国民の皆さんに提供できるように、さらにもた、日本の医

療、医薬、そうした技術を世界に輸出できるように、そうしたことをこのNIHを中心に取り組んでいきたいと思っております。

○遠藤(敬)委員 本場に非常に有意義な取り組みとして考えておりますけれども、健康長寿社会の実現に向けて、司令塔組織として創設が検討されている日本版NIHですけれども、司令塔の実現観点から、行政の肥大化を招かないか、スクラップ・アンド・ビルドの観点からも、新組織の創設は、現在ある医療関係の独法などの機関の統廃合をあわせて行うべきではないかというのを、官房長官に一度伺いたいと思っております。

○菅国務大臣 組織の肥大化は絶対あつてはならないというふうには思っています。効率的に所期の目的を達成できるようなそうした組織にしたいと思っております。

○遠藤(敬)委員 官房長官にはもう一点質問があつたんですけれども、古屋大臣と森大臣に御質問をさせていただいたので、続きまして古屋国家公安委員長に御質問を申し上げたいと思っております。

この質問は、急に質問の依頼が来まして、いろいろ考えていたんですけれども、電動車椅子の問題がございまして、先日電車に乗っております、急に電車がとまったのでどうなのかなと思いましたが、ちょうど目の前に見えていまして、それが、電動車椅子が電車にはねられて、巻き込まれて亡くなられたという痛ましい事故だったので、

この問題は余り広く議論をされていらないようにすけれども、私は、これから高齢化社会に向けて、この問題は大きな問題になってくるんじゃないか、また、車椅子の点検など、いろいろな角度から考えなければならぬというふうにも思っております。

七十五歳の男性が巻き込まれたんですけれども、ちょっとカーブになっていまして、電車が全く見えないうことで、お亡くなられた七十五歳の男性のそのときの思いを感じますと、怖くて

どうしようもなかったらどうなりたいか、こういう事故を未然に防ぐのも大変重要なことでもありますし、今後どういう対応をしていくのか、すぐに解決できるような問題ではないと思えますけれども、大臣に、これからのこういうトラブル、また、高架に伴うものもございまして、大阪だけの事故ではないと思うので御意見を伺いたい、そのように思っております。

○古屋国務大臣 お答えいたします。この新聞記事にも出ておりました、これに乗っておられたんですか。(遠藤(敬)委員)そのように前に乗っていましたか。前の電車、ああ、そうなんですか。

警察でもこれは現場検証をしておりますけれども、車椅子には電池が切れているとかそういう異常はどうもなかったようですね。恐らく、御高齢の方ですから、やはり車椅子に乗っているの足が不自由だったのかもしれないですね。本日に御冥福をお祈りしたいと思います。

実際、電動車椅子の死者は、二十四年で七人が亡くなっていますね。二百六人が負傷者なんです。これは電動車椅子を使う方が高齢者が多いということなんですけれども、その大宗は、六五%以上は、みんな高齢者ですね。そういう意味では、やはり警察庁でも電動車椅子の安全利用をしっかり推進していく必要がありますので、電動車いす安全普及協会といった団体があるそうで、こういったところと連携して、車椅子を利用される方への安全指導、あるいはマニュアルを作成して、それを配布するというような広報活動に努めているところなんです。

また、都道府県警においても、そういった電動車椅子を扱う事業者に対しては、指導の講習会とか安全教室を実施したりしております。

車椅子のメーカーと地方公共団体、警察、こういった方々が連携をして、せっかくそういういわゆるマニュアルがあるので、マニュアルに基づいて、やはり利用者の目に沿ったパンフレットをつくって、しっかり啓蒙活動していくということ

が必要ですね。

年寄りの方も、やはり老人クラブとか、まめに出てくる方は比較的そういったところにマインドがあるんですけども、なかなか出てこれない方も大切な方ですね、そういった方に指導していく。そのためにやはり、自治会とか、そういうきめ細かな配慮をして、啓蒙を徹底していくという必要があるでしょう。警察としてもその対応をしっかりしていきたいと思っております。

今後は、やはりこういった電動車椅子、高齢者はふえていきますので、その対策の重要性はますます高まってくるのかなと。警察をしっかり督促してまいりたいと思っております。

○遠藤(敬)委員 ありがとうございます。本場に、その男性の思いといたしますか、ちょうどカーブになっている角度が、自殺も多いんですよ、その場所は。いきなり電車が来て、電動車椅子のタイヤが挟まった状態で電車が来るというところで、誰も助けられなかったという、我々地域住民としてもふがいないなというふうにも思っておりますし、ぜひ安全の確保を十分にできるようによろしくお願い申し上げたいと思っております。

それでは、森大臣に、大変恐縮でございますけれども、少子化について御質問を申し上げます。こどもの日を前に総務省が四日にまとめた四月一日時点における人口推計によると、十五歳未満の子供の数は前年比十五万人減の千六百四十九万人で、昭和五十七年から三十二年連続で減少しております。

平成二年の一・五七シヨックを契機に、政府は、出生率の低下と子供の数が減少傾向にあることを問題として認識されておりますけれども、平成六年のエンゼルプラン以降、新エンゼルプラン、子ども・子育て応援プランなど、累次の少子化対策を講じてきたところであります。しかし、平成十七年、合計特殊出生率が過去最低の一・二六となり、以降、微増傾向にあります

が、少子化の進行がとまったとはほど遠い状況であります。

そこで、エンゼルプラン以降、現在に至るまで、数々の少子化対策を講じられておりますけれども、どのぐらいの予算が投じられていたのか。また、エンゼルプラン、新エンゼルプラン、子ども・子育て応援プランの予算額はそれぞれ幾らぐらいいかかったのか、教えていただきたいと思っております。

○森国務大臣 御指摘のとおり、子供の数も減っておりますが、もうしばらくすると高齢者の数もあわせて減っていきますので、人口減少が非常に速いスピードで進み、三〇〇年には日本の人口がゼロになるという推計も出されているところでございます。

子供の少子化の予算というのは、現金の給付と現物の給付は分けて考えた方がいいかと思っておりますが、総額ということで、また、計算方法もそれぞれのプランによって違うんですけれども、初年度だけ申し上げますと、平成七年のエンゼルプランで五千四百四十億、平成十二年の新エンゼルプランが七千五百十九億、平成二十一年の子ども・子育てビジョン、これは民主党さんの子ども手当が入っている予算でございますが、一兆六千五百六十三億円、そして、今回の安倍政権の少子化に対する予算は三兆二千八百六億円となっております、全体的に増加傾向であるということは言えると思っております。

○遠藤(敬)委員 ありがとうございます。

これまでの少子化対策については、具体的な出生率、どのぐらいにという目標値がなかったのではないかと、この目標値がなかったとしても、目標が曖昧なまま対策を講じてても効果は上がらない。また、効果を検証して、より効果的な施策に予算や人材を投入していくこともできないのではないかと。

森大臣は、三月十五日の内閣委員会において、我が同僚の杉田議員から、少子化対策の目標に関する質問に対して、出生率について、「私がい

目指しているのは、一・三九から限りなく二・〇にできるだけ早く近づけるということを目指しております。」と御答弁をされております。この目標というのは、政府としての目標値と考えてよろしいのでしょうか。

出生率の低下を深刻な問題として受けとめ、この対策に本気で取り組もうとするのであれば、政府として具体的な出生率の目標を設定することも検討すべきであると考えていますが、いかがでしょうか。お伺いいたします。

○森国務大臣 数字の設定も大事ですけれども、今までの政策を棚卸してみたいですね。そうしますと、男女の人生で、出会い、結婚、妊娠、出産、育児となったときに、エンゼルプランから今までのプランが、ほとんど全てが子育て支援の方へ集約されておりました。先ほどの、ずっと予算が上がってきて、今度、子ども・子育て関連三法ができてきて、これは毎年三兆円ずつ恒久財源として確保されているんですが、これも子育ての分野でございます。

しかし、人口学者が統計をとったところ、やはり出生率が二・〇になるところというのは、二十代のときに結婚して子供を産んでいる場合であつて、今は三十歳が初婚年齢であつて、やはり全体的な出生数というのが減ってきておられます。夫婦が生涯に子供を産むということは実は二人で変わっていないんだけれども、夫婦になるまでの間が長い、つまり晩婚化または未婚化、これが進んでいるということが少子化の主な原因ということがわかってまいりました。

そうしますと、この結婚、妊娠、ここにやはり予算をつぎ込んでいかないと、この人口減少は食いつまらぬというところで、安倍政権においては、少子化政策三本の矢として、今までやってきた子育て支援、これもきっちり取り組むと同時に、男女の働き方の改革、これもきっちり二本目の矢で取り組み、三本目の矢として、今まで取り組みが弱かった結婚、妊娠、出産を対策の柱として加えたところでございます。

そして、その結婚というところを、未婚の方が結婚したいという結婚を全てかえなされた場合に、今おっしゃった数字ですけれども、出生率が幾つになるのかという推計値が出ておまして、これが一・七五。未婚の結婚したい人が全て結婚して、そして二人ずつ産んだ場合に一・七五になるといことが示されております。

まず、この結婚したい人たちの希望をかええるように、その障害となつていて、例えば若い人たちの経済的な不安ですとか、そういったものを取り除いていく努力をしていくということを政府として申し上げたいと思っております。

○遠藤(敬)委員 ありがとうございます。

あと、先ほどの明治の日の制定について、私自身の思いといたしましては、明治の日というよりも、明治時代というすばらしい文化的な背景であったり、我が地域には、日露戦争時代にロシア人の捕虜が二万三千人余り収容されておりました。浜寺捕虜寮というんですけれども、そのときに、私どもの地域の村民は三千人しかいなかった。そのときに、村民がロシアの捕虜の方々と親交を厚くして、この地域の活性化も、電気も通っていないときだったそうなんですけれども、日露戦争の戦争終結によって電気で通った、そのような時代で、我々の地域の方々はロシア兵との、悪い話はなくとも、交流があったという話だけ残っているということでございます、それだけ日本人の文明、明治時代のひとときの時代が反映された話題だということも思っております。

我が党の先輩方も明治の日の制定について積極的に取り組んでおりますけれども、私自身は、そういう明治の時代という歴史的な時代をこれから我が子供たち、孫世代に伝えていく、誇りのある日本を取り戻していくためには、そういう近現代史の教育問題も進めなければ、グローバル社会の育成に、また、子供たちの育成に、本当の意味でのグローバル社会の教育がなせないんじゃないか、そんなふうにも考えております。

ぜひ、明治の日というキーワードも大切ですが

れども、明治から学ぶ我々の日本の近代史観というものも考えていきたいと思ひますし、その村民を見て、イスラエルの建国の英雄と言われるトランベルドールさんという方が、地域のコミュニティの中からイスラエルの国をつくりたい、こんな国をつくりたいと思つて、我が郷里の方々と接して、イスラエルの建国に至つた、そのようなことまで史実として残っております。そんな立派な日本の民族をこれからも営々と継承しながら、それこそグローバル社会に対応する日本人をつくつていかなければならないと思つております。

ぜひ、明治の日も含めまして、ともに、この教育問題も含めた明治、そして近代のグローバル社会に向けた子供たちに、少子化も大切、そして子供たちも心のアイデンティティーをつないでいくということも含めて、私も頑張つてまいりますので、大臣にも今後とも御指導を賜りたいと思ひます。

○平井委員長 次に、赤嶺政賢君。

○赤嶺委員 日本共産党の赤嶺政賢です。きょうは、日台漁業取り決めについて質問をいたします。

先月十日に日台間で署名された漁業取り決めが、本日から全面的に開始をされました。政府は、沖縄の側から強い反発の声が上がったのを受けて、取り決めに基づいて設置された日台漁業委員会が沖縄の声を反映する考えを示してまいりました。しかし、今月七日、開かれた委員会では、何も決められないまま終わったとのことであり、平等互恵の原則に反して、一方的に台湾側に譲歩した取り決めが、漁業資源の維持や安全操業にかかわるルールさえ決められないままスタートしたわけであり、

まず、外務大臣に伺いますが、七日に開かれた委員会では、日本側は何を主張し、どのような結果になったのか、その点を御説明していただけますか。

○鈴木副大臣 七日におきましては、公益財団法人

人交流協会と台湾側の亜東関係協会、これが日台漁業委員会の第一回合合を七日に開催をし、取り決めの適用水域における操業の取り扱い等について意見を交わしたものと承知をいたしております。

○赤嶺委員 操業ルールその他、そういうのを決めたんですか。

○鈴木副大臣 その場の話し合いでは、双方の意見は一致をなかつたということを承知しております。

○赤嶺委員 つまり、何も決められなかつたわけですね。

そもそも、問題の大小とある取り決め、これ自体には手をつけないうまま、それに基づいて具体的なルールづくりを進める。漁業委員会が問題を解決しようとしても、無理があると思います。沖縄の関係者は、委員会の場を途中退席いたしました。

副大臣は、二月の末に上京した沖縄の関係者に対して、沖縄の漁業者の意向は理解している、頭越しに協定を締結することはない、このように回答いたしました。ところが、現実には、漁業者の意向を全く無視した取り決めに、何の説明もなしに締結したのであります。その責任、極めて重いと思っております。どのように認識しておりますか。

○鈴木副大臣 先生御指摘のとおり、二月に、沖縄の漁業関係者の方々が私のところに陳情に参りました。そのときに、沖縄の関係者の皆さんから、日台民間漁業取り決めにつきましては地元漁業関係者の声を踏まえて対応してほしい、そういう御要望がございました。

私自身、かつて、政界に入る前は全漁連に勤務をしておりましたし、また、自民党の水産部会長もやりましたので、水産に対しては大変深い思い入れがございます。ですから、私自身、そういう思いで、真摯にその陳情に対応させていただいたところでございます。

ですから、私自身、事務方に対しては、交渉事でありまして、日本の主張が一〇〇%通ることではないにせよ、沖縄の漁業関係者の方々の声

にも耳を傾けて、その意向をできるだけ酌み取るような意を用いるべきだ、こういうことを省内においても指示をしてきたところでございます。

先生、今、頭越しとおっしゃいましたけれども、実際、二月には外務省の担当参事官が沖縄を訪問して、漁業協同組合の組合長さん初め関係者とも膝を突き合わせて地元の意向を聴取していただきましたし、また、水産庁の担当部長も複数回にわたって沖縄を訪問して、地元の声に耳を傾けてきた、そういうことを承知しているところでございます。

そのような中で、今回、相手がいる中で、我々の主張が反映されるよう最大限の努力を行ったわけでありまして、厳しい交渉の結果、最終的に本取り決めが作成された、そのように承知しております。

○赤嶺委員 鈴木副大臣、水産に従事していた、全漁連におられたと言わなければならないですよ。何度か説明に行った、しかし、締結の直前まで、沖縄の漁民は、要望がこんなふうにと頭越しに決められるとは考えてもいなかったわけですね。漁民としての存在そのものが無視された思いでいるんですよ。そういうのを、鈴木副大臣、認識していませんか。

○鈴木副大臣 私の気持ちとしては、先ほど述べたとおり、でき得る限り、交渉の過程において、沖縄の漁業関係者の気持ちを反映させるべきだ、そのことを事務方にも指示をしてきたところでございます。

そういう中で、最大限努力をしたわけでありまして、相手のあることでございます。厳しい交渉の結果、このような結果に落ちついたということでございます。

○赤嶺委員 それでは、どんな交渉をしていったのか、この点について、ちょっと振り返って見たいと思います。

改めて交渉の経緯を確認いたしますけれども、日台漁業協議は一九九六年に開始されたものであります。日台間の主張の隔たりが大きく、二〇〇

九年以降中断されたままとなっていました。今回の交渉は、民主党政権のもとで、協議の早期再開を求める日本側の提案を契機として再開されたものであります。

台湾と日本側窓口である交流協会のホームページを見ますと、昨年九月二十四日付で、日本政府は、日台漁業協議の早期再開への期待を表明し、十月五日には、玄葉外務大臣の台湾向けの異例のメッセージが出されております。

メッセージでは、日本側が提案した日台漁業協議の早期再開への期待を重ねて強調するとともに、いたずらに緊張を高めるような事態が再び発生しないことを強く期待していると述べております。九月二十五日に台湾の漁船や巡視船約五十隻が尖閣諸島沖の領海に侵入したことを踏まえたものと報じられておりました。

民主党政権のもとで日本側が協議再開を提案したのはどういう判断からだったのか、当然、政府として引き継いでいることでしょうか、この点を説明していただけますか。

○鈴木副大臣 先生も御承知のことと思っておりますけれども、あの海域、従来、日本と台湾との間には、海洋生物資源の保存、利用、あるいは操業秩序の維持を図るための枠組みというものがあったわけでございます。そのために、海洋生物資源の保存というものが十分でない、あるいは操業秩序も非常に安定したものが得られない、こういうことでございましたので、双方の民間窓口機関が、東シナ海における平和及び安定の維持、それから友好及び互恵協力の推進、海洋生物資源の保存及び合理的な利用、操業秩序の維持、これを図ることを目的として、交渉を重ねてきたところでございます。

○赤嶺委員 沖縄の漁民も、安全な操業、資源の確保を願っていたわけですよ。沖縄の漁民たちは、みずから台湾に出かけていって、台湾の漁業関係者とルールをつくる努力も重ねていたわけですよ。

ところが、今度の政府間の交渉というのは違う

んですね。沖縄県や県内の漁業関係者は、協議に当たって、一、漁業者の意向を十分に尊重すること、二、地理的中間線を基本に交渉することを繰り返して政府に求めてきました。それだけでなく、最大限の譲歩として、一、先島諸島の北では東経百二十五度三十分以東の水域に台湾漁船を入れないこと、二、先島諸島の南では台湾漁船の操業を認めないこと、三、台湾漁船に対して拿捕など徹底取り締まりを行うことを提示していただきました。

協議に当たっての沖縄側の要請内容は非常に明確でありました。一方、明確でないのが、交流協会を窓口として、政府の側の交渉の方針であります。

協議再開を提案するに当たって、日本側としてはどういう方針で交渉に当たることとしていたのか、この点を明確にしてくださいませ。

○鈴木副大臣 このことにつきましては、先ほど申し上げたこととおりでございます。

つまり、私どもとしては、そこに安定した操業秩序、それから海洋生物資源の保存、利用、そういうものの枠組みがなかったわけでありまして、東シナ海における平和及び安定の維持、友好及び互恵協力の推進、海洋生物資源の保存及び合理的な利用、操業秩序の維持、これを図ることを目的にして、方針として、交渉を重ねてきたところでございます。

○赤嶺委員 そんな一般的な話じゃないわけですよ。きちんと、沖縄県の漁民にとって大事なところは最低限守ってほしい、漁業のルールをつくるのは、これは当然だと願っていたわけですよ。最低限守ってほしいということさえ、主張したのかどうか曖昧なわけですよ、今の皆さんの答弁では、そういう方針が曖昧だった。

去年の十二月に安倍政権がスタートをいたしました。政権内で、日台漁業協議をめぐるどのようなことが話し合われ、確認されたのか、民主党政権のときと何か変更した点があったのか、その

点はいかがですか。

○本川政府参考人 私ども水産庁としても、漁民の方々の御意見を伺うということで、昨年、豊かな海づくり大会のときに私も沖繩へ参りまして、意見交換をさせていただきました。

その中で、皆さんが一樣におっしゃったのは、先島以南の水域については取り決めの対象からぜひ外してほしいということをおっしゃいました。

それから、当然ながら、尖閣の領海についても安全操業を確保してほしいということをおっしゃいました。それから、尖閣諸島と先島諸島の間の水域については、双方が入り乱れて操業しておるといふ実態を踏まえて、操業秩序の確立をしてほしいということをお伺いました。

そういうお話を伺った上で、例えば今回は先島以南の水域は協定の対象外にするなど、そのような形で交渉をさせていただいたという経緯でございます。

○赤嶺委員 今、水産庁、よく知っているのに答弁をそらしたんですけれども、先島以南はそうです。しかし、沖繩の漁民たちから、久米島の、久米西、ここの漁場を守ってくれ、それから、暫定執法線からはみ出ることがないように、先島北側の漁場を守ってくれ、こういうのは交渉の方針にありましたか。これは日本政府の交渉の方針にあったんですか。答えてください。

○本川政府参考人 お答え申し上げます。

私どもとしては、先島以南を適用対象にしないということについては、何としても守りたいという思いでございます。それから、先島より北の水域については、暫定執法線というものを基本的に置きながら、そこに一定の秩序をつくるということを目指して取り組んでまいりました。

その結果として、日台の漁業委員会という協議の場合、それまで全くできていなかったものができまして、この場において、これから、そういう操業秩序について、話し合いを第一回目やり、残念ながら継続協議になっておりますけれども、粘

り強く議論してまいりたいと考えておるところでございます。

○赤嶺委員 操業のルール、海域は決めなければ、台湾側は、自分たちが求めていた以上の海域を確保した。その求めた以上の部分が、沖繩側としては大事な漁場だから守ってくれと言った。しかし、そういう方針はなかったわけですね。

私は官房長官に伺いますけれども、取り決めの内容について沖繩に説明に訪れた水産庁の幹部は、後ろから早くしろと叱られていた、このように述べています。官邸が早期締結を迫ったのではありませんか。

○菅国務大臣 日本と極めて友好関係にある台湾との間で、先ほど副大臣からお話がありましたけれども、海洋資源の保存、利用や、操業秩序の維持を図るための枠組みがなかった。そういうことで、民主党政権で交渉し、私どもも、安倍政権になつてから、この問題を解決するために交渉してきたわけでありまして。

結果として、これは十七年間にわたつての協議が重ねられて、一定の共通認識が得られて、本取り決めに署名されるというふうな認識をいたしております。

そして、また一方で、この署名が結果として沖繩県の漁業関係者の皆さんに懸念を与えているという点には、政府としてもこれを重く受けとめております。

今後は、本取り決めの実施状況を踏まえながら、台湾漁船の漁業のあり方に関する諸課題が解決されるよう、政府としても全力を尽くしていきたいというふうに思います。

そしてまた、本取り決めの実施に伴う影響について、関係漁業者の意見も十分に聞きながら、しっかりと把握をして、関係省庁が連携をして、必要な対策をしっかりとついでいきたいと思っております。

水産庁の幹部の話として沖繩で報道されている中身ですが、非常に具体的です。

報道を引用しますと、日本側の担当として台湾政府当局者と交渉に当たった同幹部は、交渉の最終作業の前に、菅官房長官と対峙していた。久米島西方の水域に台湾の船が来たらおしまいですよ。沖繩との関係が破裂しちやいますよ。沖繩の人たちの生活の糧を奪っていいんですか。同幹部の反論に、官邸側から、なぜだめなのか、一つ一つ詰問責めに遭い、ことごとくはじかれた。日本のため、国益のために交渉しろと強く言われ、最終的には、菅官房長官自身が、自分の責任で最後まで対応するとの言葉で幕が引かれた、こう報じられております。

菅官房長官自身が、沖繩側が最低限守りたいとしていた久米西、この水域を譲り渡して交渉を妥結しよう迫つたのではありませんか。

○菅国務大臣 何の、どこの新聞記事かわかりませんが、私ども、まさに、あたかもそこにおいて私が指示したようなことでありますけれども。

やはり交渉というのはそれぞれ相手がいることでありますから、そして、十七年間にわたつてできてこなかったことであります。政府として、やはり現場でそれぞれ交渉にあずかっている。相手がいることです。先ほど鈴木副大臣が述べておりました、この厳しい状況下でありますから。

そうした中で交渉が締結できたわけでありまして、けれども、当然これは双方に不満が残るわけでありまして、政府とすれば、沖繩の皆さんにできる限りのことをさせていただきたいというのは、政権として当然のことじゃないでしょうか。

○赤嶺委員 できるだけのことをするというのは、まさに久米島の漁民の皆さんの漁場を守ること、そして、先島の北方の漁場を守ること。ここは、幾ら交渉の相手がいると言つても、これを台湾側に譲り渡してしまうと、沖繩の漁業はもう成り立たなくなっていくわけですよ。官房長官は、この話はあたかも見てきたことであるかのように

と言つていますが、そういう姿勢で臨んだのは間違いないわけでしょう。

しかも、沖繩の漁民の漁場は、大半は米軍に訓練水域として奪われていまして。

○平井委員長 時間が経過しておりますので、簡潔にお願いします。

○赤嶺委員 残った漁場がここだった。ここを、協議を急ぐ上で、アメリカの議会事務局からは、アメリカの圧力もあったという報告書が出ております。きょうは時間がないから取り上げませんが、そういうことまでして、漁民のなりわいを無視したやり方は撤回すべきだということをお求め、質問を終わります。

○平井委員長 これにて本日の質疑は終了いたしました。

○平井委員長 次に、内閣提出、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案の修正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。甘利国務大臣。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案  
〔本号末尾に掲載〕

補完するための資金の供給その他の支援を行うことを目的とする株式会社民間資金等活用事業推進機構に關し、その設立、業務の範囲、財政上の措置等を定めるものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、民間資金等活用事業推進機構は、株式会社形態の認可法人とし、政府は、必要があると認めるときは、機構に出資できることとしております。

第二に、機構に、民間事業者に対する支援、株式または債権の処分等の決定を行う民間資金等活用事業支援委員会を設置することとしております。

第三に、機構は、利用料金収入により費用を回収するPFI事業等を実施する民間事業者に対する出資または資金の貸し付け、保有する株式または債権の譲渡その他の処分、公共施設等の管理者等または民間事業者に対する専門家の派遣または助言等の業務を営むこととしております。

第四に、内閣総理大臣は、機構が支援の決定に当たって従うべき基準を定めて公表するとともに、機構は、支援の決定に際しては、あらかじめ内閣総理大臣等に意見を述べる機会を与えなければならぬこととしております。

第五に、機構は、経済情勢等を考慮しつつ、平成四十年三月三十一日までに、保有する全ての株式及び債権の処分を行うよう努めなければならないこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○平井委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時三十六分散会

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十条の二」を「第十五条」に、「第十条の三―第十条の十七」を「第十六条―第三十条」に、

「第五章 株式会社民間資

第一節 総則(第三十一

第二節 設立(第三十七

第三節 管理

第一款 取締役等(第

第二款 民間資金等

第三款 定款の変更

第四節 業務

第一款 業務の範囲

第二款 支援基準(第

第三款 業務の実施

第五節 情報の提供等

第六節 財務及び会計

金等活用事業推進機構による特定選定事業等の支援等  
条―第三十六条  
条―第四十二条

四十三条、第四十四条  
活用事業支援委員会(第四十五条―第五十条)  
(第五十一条)

(第五十二条)

五十三条  
(第五十四条―第五十六条)

(第五十七条)

(第五十八条―第六十一条)

条―第六十五条

六条、第六十七条

の特別の措置(第六十八条―第八十条)

事業推進会議等(第八十一条―第八十四条)

条―第九十二条

第二条第四項中「第六条」を「第七条」に改め、同

条第五項中「第七条第一項」を「第八条第一項」に改

め、同条第六項中「第十条の三」を「第十六条」に、

「第十条の十六第四項」を「第二十九条第四項」に改

める。

第三条第一項中「第十八条」を「第七十七条」に、

「ゆだねる」を「委ねる」に改める。

第五条第一項中「第六条」を「第七条」に、「第七

条第一項」を「第八条第一項」に改める。

第二十三条を第八十五条とする。

第七章を第八章とする。

第六章中第二十二條を第八十四条とする。

第二十一条の前の見出しを削り、同条を第八十

第七節 監督(第六十二  
第八節 解散等(第六十  
第六章 選定事業に対す  
第七章 民間資金等活用  
第八章 雑則(第八十五  
第九章 罰則(第八十六

に改める。

三条とし、同条の前に見出しとして「(民間資金等活用事業推進委員会)」を付する。

第二十条の三第四項中「前各項」を「前三項」に改め、同条を第八十二条とする。

第二十条の二の前の見出しを削り、同条を第八十一条とし、同条の前に見出しとして「(民間資金等活用事業推進会議)」を付する。

第六章を第七章とする。

第二十条第二項中「(平成十七年法律第八十六号)」を削り、「第二十条第一項」を「(平成十一年法律第百十七号)第八十条第一項」に改め、第五章中同条を第八十条とする。

第十九条を第七十九条とし、第十八条の二を第

「第五章 選定事業に対する特別の措置(第十一条―第二十条)  
第六章 民間資金等活用事業推進会議等(第二十条の二―第二十二條)を  
第七章 雑則(第二十三條)

「第五章 選定事業に対する特別の措置(第十一条―第二十条)  
第六章 民間資金等活用事業推進会議等(第二十条の二―第二十二條)を  
第七章 雑則(第二十三條)

七十八条とし、第十八条を第七十七条とし、第十七条を第七十六条とする。

第十六条第一項中「第十一条の二」を「第六十九条」に改め、同条を第七十五条とする。

第十五条を第七十四条とし、第十二条から第十四条までを五十九条ずつ繰り下げる。

第十一条の三第二項中「第十条の十六第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同条第九項中「第一条の三第五項」を「第七十条第五項」に、「第一条の三第五項」を「第七十条第五項」に改め、同条を第七十条とする。

第十一条の二の前の見出しを削り、同条第三項中「第十条の十六第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同条第十一項中「明治二十九年法律第八十九号」を削り、同条を第六十九条とし、同条の前に見出しとして「(行政財産の貸付け)」を付する。

第一章を第六十八条とする。

### 第一章 総則

#### 第一節 総則

第三十一条 株式会社民間資金等活用事業推進機構は、国及び地方公共団体の厳しい財政状況を踏まえつつ、我が国経済の成長の促進に寄与する観点から、公共施設等の整備等における民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用が一層重要となつていくことに鑑み、特定選定事業(選定事業であつて、利用料金を徴収する公共施設等の整備等を行い、利用料金を自らの収入として收受するものをいう。以下同じ。)又は特定選定事業を支援する事業(以下「特定選定事業」と総称する。)を実施する者に対し、金融機関が行う金融及び民間の投資を補完するための資金の供給を行うことにより、特定選定事業に係る資金を調達することができる資本市場の整備を促進するとともに、特定選定事業等の実施

に必要な知識及び情報の提供その他特定選定事業等の普及に資する支援を行い、もつて我が国において特定選定事業を推進することを目的とする株式会社とする。

第三十二条 株式会社民間資金等活用事業推進機構(以下「機構」という。)は、一を限り、設立されるものとする。

(株式の政府保有)

第三十三条 政府は、常時、機構が発行している株式(株主総会において決議することができる事項の全部について議決権を行使することができるもの)と定められた種類の株式を除く。以下この条において同じ。の総数の二分の一以上に当たる数の株式を保有していなければならない。

(株式、社債及び借入金金の認可等)

第三十四条 機構は、会社法(平成十七年法律第八十六号)第九十九条第一項に規定する募集株式(第九十一条第一号において「募集株式」という。)と同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権(同号において「募集新株予約権」という。)若しくは同法第六百七十六条に規定する募集社債(以下「募集社債」という。)を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して株式、社債若しくは新株予約権を発行し、又は資金を借り入れようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

2 機構は、新株予約権の行使により株式を発行したときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(政府の出資)

第三十五条 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に出資することができる。

(商号)

第三十六条 機構は、その商号中に株式会社民間資金等活用事業推進機構という文字を用いなければならない。

2 機構でない者は、その名称中に民間資金等活用事業推進機構という文字を用いてはならない。

### 第二節 設立

(定款の記載又は記録事項)

第三十七条 機構の定款には、会社法第二十七条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 機構の設立に際して発行する株式(以下「設立時発行株式」という。)の数の機構の種類株式発行会社として設立しようとする場合にあっては、その種類及び種類ごとの数

二 設立時発行株式の払込金額(設立時発行株式一株と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。)

三 政府が割当てを受ける設立時発行株式の数の(機構の種類株式発行会社として設立しようとする場合にあっては、その種類及び種類ごとの数)

四 会社法第七十七条第一項第一号に掲げる事項

五 取締役会及び監査役を置く旨

六 第五十二条第一項各号に掲げる業務の完了により解散する旨

2 機構の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録してはならない。

一 会社法第十二条第二号に規定する委員会を置く旨

二 会社法第三十九条第一項ただし書に規定する別段の定め

(設立の認可等)

第三十八条 機構の発起人は、定款を作成し、かつ、発起人が割当てを受ける設立時発行株式を引き受けた後、速やかに、定款及び事業計画書を内閣総理大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

一 設立の手續及び定款の内容が法令の規定に適合するものであること。

二 定款に虚偽の記載若しくは記録又は虚偽の署名若しくは記名押印(会社法第二十六条第二項の規定による署名又は記名押印に代わる措置を含む。)がないこと。

三 業務の運営が健全に行われ、我が国における特定選定事業の推進に寄与することが確実にであると認められること。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項各号に掲げる基準に適合していると認めるときは、設立の認可をしなければならない。

(設立時取締役及び設立時監査役の選任及び解任)

第四十条 会社法第三十八条第一項に規定する設立時取締役及び同条第二項第二号に規定する設立時監査役の選任及び解任は、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(会社法の規定の読替)

第四十一条 会社法第三十条第二項、第三十四条第一項、第五十九条第一項第一号及び第九百六十三条第一項の規定の適用については、同法第三十条第二項中「前項の公証人の認証を受けた定款は、株式会社成立前」とあるのは「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第七十七号。以下「民間資金法」という。)第三十九条第二項の認可の後株式会社民間資金等活用事業推進機構の成立前は、定款」と、同法第三十四条第一項中「設立時発行株式の引受け」とあるのは「民間資金法第三十九条第二項の認可」と、同号中「定款の認証の年月日及びその認証をした公証人の氏名」とあるのは「民間資金法第三十九条第二項の認可の年月日」と、同法第九百六十三条第一項中「第三十四条第一項」とあるのは「第三十四条第一項(民間資金法第四十一条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とする。

(会社法の規定の適用除外)

第四十二条 会社法第三十条第一項及び第三十三  
条の規定は、機構の設立については、適用しな  
い。

第三節 管理

第一款 取締役等

(取締役及び監査役の選任等の認可)

第四十三条 機構の取締役及び監査役の選任及び  
解任の決議は、内閣総理大臣の認可を受けなけ  
れば、その効力を生じない。

(取締役等の秘密保持義務)

第四十四条 機構の取締役、会計参与、監査役若  
しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その  
職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗  
用してはならない。

第二款 民間資金等活用事業支援委員  
会

(設置)

第四十五条 機構に、民間資金等活用事業支援委  
員会(以下「支援委員会」という。)を置く。  
(権限)

第四十六条 支援委員会は、次に掲げる決定を行  
う。

- 一 第五十四条第一項の規定による特定選定事  
業等支援の対象となる事業者及び当該特定選  
定事業等支援の内容の決定
- 二 第五十六条第一項の株式等又は債権の譲渡  
その他の処分決定
- 三 前二号に掲げるもののほか、会社法第三百  
六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる事  
項のうち取締役会の決議により委任を受けた  
事項の決定

2 支援委員会は、前項第一号及び第二号に掲げ  
る事項の決定について、取締役会から委任を受  
けたものとみなす。

(組織)

第四十七条 支援委員会は、取締役である委員三  
人以上七人以内で組織する。

2 委員の中には、代表取締役及び社外取締役  
が、それぞれ一人以上含まれなければならない。

3 委員は、取締役会の決議により定める。

4 委員の選定及び解職の決議は、内閣総理大  
臣の認可を受けなければ、その効力を生じな  
い。

5 委員は、それぞれ独立してその職務を執行す  
る。

6 支援委員会に委員長を置き、委員の互選に  
よつてこれを定める。

7 委員長は、支援委員会の会務を総理する。

8 支援委員会は、あらかじめ、委員のうちか  
ら、委員長に事故がある場合に委員長の職務を  
代理する者を定めておかなければならない。

(運営)

第四十八条 支援委員会は、委員長(委員長に事  
故があるときは、前条第八項に規定する委員長  
の職務を代理する者。以下この条において同  
じ。)が招集する。

2 支援委員会は、委員長が出席し、かつ、現  
在任する委員の総数の三分の二以上の出席がな  
ければ、会議を開き、議決をすることができな  
い。

3 支援委員会の議事は、出席した委員の過半数  
をもつて決する。可否同数のときは、委員長が  
決する。

4 前項の規定による決議について特別の利害関  
係を有する委員は、議決に加わることができな  
い。

5 前項の規定により議決に加わることができな  
い委員の数は、第二項に規定する現に在任する  
委員の数に算入しない。

6 監査役は、支援委員会に出席し、必要がある  
と認めるときは、意見を述べなければならない。

7 支援委員会の委員であつて支援委員会によつ  
て選定された者は、第三項の規定による決議  
後、遅滞なく、当該決議の内容を取締役会に報  
告しなければならない。

8 支援委員会の議事については、内閣府令で定  
めるところにより、議事録を作成し、議事録が

書面をもつて作成されているときは、出席した  
委員及び監査役は、これに署名し、又は記名押  
印しなければならない。

9 前項の議事録が電磁的記録(電子的方式、磁  
气的方式その他の人の知覚によつては認識するこ  
とができない方式で作られる記録であつて、電  
子計算機による情報処理の用に供されるもの)を  
いう。次条第二項第二号において同じ。)をもつ  
て作成されている場合における当該電磁的記録  
に記録された事項については、内閣府令で定め  
る署名又は記名押印に代わる措置をとらなけれ  
ばならない。

10 前各項及び次条に定めるもののほか、議事の  
手続その他支援委員会の運営に関し必要な事項  
は、支援委員会が定める。  
(議事録)

第四十九条 機構は、支援委員会の日から十年  
間、前条第八項の議事録をその本店に備え置か  
なければならない。

2 株主は、その権利を行使するため必要がある  
ときは、裁判所の許可を得て、次に掲げる請求  
をすることができる。

一 前項の議事録が書面をもつて作成されてい  
るときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前項の議事録が電磁的記録をもつて作成さ  
れているときは、当該電磁的記録に記録され  
た事項を内閣府令で定める方法により表示し  
たものの閲覧又は謄写の請求

3 債権者は、委員の責任を追及するため必要が  
あるときは、裁判所の許可を得て、第一項の議  
事録について前項各号に掲げる請求をすること  
ができる。

4 裁判所は、前二項の請求に係る閲覧又は謄写  
をすることにより、機構に著しい損害を及ぼす  
おそれがあると認めるときは、前二項の許可を  
することができない。

5 会社法第八百六十八條第一項、第八百六十九  
條、第八百七十條第二項(第一号に係る部分に  
限る)、第八百七十條の二、第八百七十一條本

文、第八百七十二條(第五号に係る部分に限  
る)、第八百七十二條の二、第八百七十三條本  
文、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定  
は、第二項及び第三項の許可について準用す  
る。

6 取締役は、第一項の議事録について第二項各  
号に掲げる請求をすることができる。  
(登記)

第五十条 機構は、委員を選定したときは、二週  
間以内に、その本店の所在地において、委員の  
氏名を登記しなければならない。委員の氏名に  
変更を生じたときも、同様とする。

2 前項の規定による委員の選定の登記の申請書  
には、委員の選定及びその選定された委員が就  
任を承諾したことを証する書面を添付しなけれ  
ばならない。

3 委員の退任による変更の登記の申請書には、  
これを証する書面を添付しなければならない。

4 機構は、委員に選定された取締役のうち社外  
取締役であるものについて、社外取締役である  
旨を登記しなければならない。

第三款 定款の変更

第五十一条 機構の定款の変更の決議は、内閣総  
理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じ  
ない。

第四節 業務

第一款 業務の範囲

第五十二条 機構は、その目的を達成するため、  
次に掲げる業務を営むものとする。

一 対象事業者(第五十四条第一項の規定によ  
り支援の対象となつた事業者(民法明治二十  
九年法律第八十九号)第六百六十七條第一項  
に規定する組合契約によつて成立する組合、  
商法(明治三十二年法律第四十八号)第五百三  
十五條に規定する匿名組合契約によつて成立  
する匿名組合、投資事業有限責任組合契約に  
関する法律(平成十年法律第九十号)第二條第  
二項に規定する投資事業有限責任組合若しく  
は有限責任事業組合契約に関する法律(平成

十七年法律第四十号)第二条に規定する有限責任事業組合又は外国の法令に基づいて設立された団体であつてこれらの組合に類似するものを含む。次条第一項及び第五十四条第一項において同じ。をいう。以下同じ。に対する出資

二 対象事業者に対する基金(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第三百三十一条に規定する基金をいう)の拠出

三 対象事業者に対する資金の貸付け

四 対象事業者が発行する有価証券(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第一項に規定する有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされるものをいう。第八号において同じ。)の取得

五 対象事業者に対する金銭債権及び対象事業者が保有する金銭債権の取得

六 実施方針を定め、若しくは定めようとする公共施設等の管理者等又は特定事業を実施し、若しくは実施しようとする民間事業者に対する専門家の派遣

七 実施方針を定め、若しくは定めようとする公共施設等の管理者等又は特定事業を実施し、若しくは実施しようとする民間事業者に対する助言

八 保有する株式、新株予約権、持分又は有価証券(第五十六条において「株式等」という)の譲渡その他の処分

九 債権の管理及び譲渡その他の処分

十 前各号に掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査

十一 前各号に掲げる業務に附帯する業務

十二 前各号に掲げるもののほか、機構の目的を達成するために必要な業務

2 機構は、前項第十二号に掲げる業務を営もうとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

第二款 支援基準

第五十三条 内閣総理大臣は、機構が特定選定事業等の支援(前条第一項第一号から第五号までに掲げる業務によりされるものに限る。以下「特定選定事業等支援」という)の対象となる事業者及び当該特定選定事業等支援の内容を決定するに当たつて従うべき基準(以下この条及び次条第一項において「支援基準」という)を定めるものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により支援基準を定めようとするときは、あらかじめ、特定選定事業等支援の対象となる特定選定事業等に係る公共施設等を所管する大臣の意見を聴かなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により支援基準を定めるときは、これを公表するものとする。

第三款 業務の実施

第五十四条 機構は、特定選定事業等支援を行ううとするときは、支援基準に従つて、その対象となる事業者及び当該特定選定事業等支援の内容を決定しなければならない。

2 機構は、特定選定事業等支援をしようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣にその旨を通知し、相当の期間を定め、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、その内容を当該特定選定事業等支援の対象となる特定選定事業等に係る公共施設等を所管する大臣に通知するものとする。

4 前項の規定による通知を受けた大臣は、当該特定選定事業等の収益性その他の当該公共施設等の運営の見込みを考慮して必要があると認めるときは、第二項の期間内に、機構に対して意見を述べることができる。

第五十五条 機構は、次に掲げる場合には、速や(支援決定の撤回)

かに、前条第一項の規定による決定(次項において「支援決定」という)を撤回しなければならない。

一 対象事業者が特定選定事業等を実施しないとき。

二 対象事業者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令又は外国倒産処理手続の承認の決定を受けたとき。

2 機構は、前項の規定により支援決定を撤回したときは、直ちに、対象事業者に対し、その旨を通知しなければならない。

第五十六条 機構は、その保有する対象事業者に係る株式等又は債権の譲渡その他の処分の決定を行ううとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣にその旨を通知し、相当の期間を定め、意見を述べる機会を与えなければならない。

2 機構は、特定選定事業の実施状況、特定選定事業に係る資金の調達状況その他の特定選定事業を取り巻く状況を考慮しつつ、平成四十年三月三十一日までに、保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならない。

第五十七条 機構は、特定選定事業の円滑な実施が促進されるよう、内閣総理大臣に対し、特定選定事業の推進に資する情報の提供を行うものとする。

2 内閣総理大臣及び特定選定事業等支援の対象となる特定選定事業に係る公共施設等を所管する大臣は、前項の規定により提供された情報も踏まえつつ、機構の行う事業の円滑な実施が促進され、特定選定事業が推進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

第六節 財務及び会計

第五十八条 機構は、毎事業年度の開始前に、当

該事業年度の子算を内閣総理大臣に提出して、その認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の子算には、当該事業年度の事業計画及び資金計画に関する書類を添付しなければならない。

(剰余金の配当等の決議)

第五十九条 機構の剰余金の配当その他の剰余金の処分の決議は、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

(財務諸表)

第六十条 機構は、毎事業年度終了後三月以内に、当該事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

(政府保証)

第六十一条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の第三十四条第一項の社債又は借入れに係る債務について、保証契約をすることができる。

第七節 監督

(監督)

第六十二条 機構は、内閣総理大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第六十三条 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、機構の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを

提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(財務大臣との協議)

第六十四条 内閣総理大臣は、第三十四条第一項(募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して社債を発行し、又は資金を借り入れようとするときに限る)、第三十九条第二項、第五十一条、第五十二条第二項、第五十八条第一項、第五十九条又は第六十七条の認可をしやうとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

(業務の実績に関する評価)

第六十五条 内閣総理大臣は、機構の事業年度ごとの業務の実績について、評価を行わなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の評価を行ったときは、遅滞なく、機構に対し、当該評価の結果を通知するとともに、これを公表しなければならない。

第八節 解散等

(解散) 第六十六条 機構は、第五十二条第一項各号に掲げる業務の完了により解散する。

(合併等の決議) 第六十七条 機構の合併、分割、事業の譲渡又は譲受け及び解散の決議は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第四章第十條の十七を第三十條とする。  
第十條の十六第一項第一号口中「第七條の二各号」を「第九條各号」に改め、同号ハ中「第十條の八第一項」を「第二十一條第一項」に改め、同條を第二十九條とする。

第十條の十五を第二十八條とする。  
第十條の十四第一項中「第十條の十六第一項」を「第二十九條第一項」に改め、同條を第二十七條とする。

第十條の十三第三項第一号中「第七條の二各号」

を「第九條各号」に改め、同條を第二十六條とする。

第十條の十二を第二十五條とし、第十條の十一を第二十四條とし、第十條の十を第二十三條とし、第十條の九を第二十二條とし、第十條の八を第二十一條とし、第十條の七を第二十條とする。

第十條の六第一項中「第十條の四」を「第十七條」に、「第七條第一項」を「第八條第一項」に改め、同條第二項第二号中「第十條の四第二号」を「第十七條第二号」に改め、同條を第十九條とする。

第十條の五を第十八條とする。  
第十條の四第四号中「第十條の七」を「第二十條」に改め、同條第五号中「第十條の九第一項」を「第二十二條第一項」に改め、同條を第十七條とする。

第十條の三を第十六條とする。  
第三章第十條の二を第十五條とする。  
第十條第一項中「第十條の三」を「第十六條」に、「第十條の九第一項」を「第二十二條第一項」に改め、同條を第十四條とする。

第九條の二を第十三條とし、第九條を第十二條とする。  
第八條第一項中「第六條」を「第七條」に、「第七條第一項」を「第八條第一項」に改め、同條第二項中「第七條第一項」を「第八條第一項」に改め、同條を第十一條とする。

第七條の三第一項中「第七條第一項」を「第八條第一項」に改め、同條を第十條とする。  
第七條の二第三号中「第十條の十六第一項第一号」を「第二十九條第一項(同項第一号)」に改め、同條第四号及び第五号ホ中「第十條の十六第一項」を「第二十九條第一項」に改め、同條を第九條とする。

第七條第二項中「第十條の三」を「第十六條」に改め、同條を第八條とする。  
第六條を第七條とし、第五條の二を第六條とする。

本則に次の一章を加える。

第九章 罰則

第八十六條 機構の取締役、会計参与(会計参与

が法人であるときは、その職務を行うべき社員、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、犯人が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第八十七條 前條第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第八十八條 第八十六條第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

2 前條第一項の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五號)第二條の例に従う。

第八十九條 機構の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役若しくは職員又はこれらの職にあつた者が、第四十四條の規定に違反してその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第九十條 第六十三條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした機構の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

第九十一條 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一 第三十四條第一項の規定に違反して、募集株式、募集新株予約権若しくは募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して株

式、社債若しくは新株予約権を発行し、又は資金を借り入れたとき。

二 第三十四條第二項の規定に違反して、株式を発行した旨の届出を行わなかつたとき。

三 第五十條第一項又は第四十項の規定に違反して、登記することを怠つたとき。

四 第五十二條第二項の規定に違反して、業務を行つたとき。

五 第五十四條第二項又は第五十六條第一項の規定に違反して、内閣総理大臣に通知をしなかつたとき。

六 第五十八條第一項の規定に違反して、予算の認可を受けなかつたとき。

七 第六十條の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは事業報告書を提出せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。

八 第六十二條第二項の規定による命令に違反したとき。

第九十二條 第三十六條第二項の規定に違反して、その名称中に民間資金等活用事業推進機構という文字を用いた者は、十万円以下の過料に処する。

附則 (施行期日) 第一條 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(経過措置) 第二條 この法律の施行の際現にその名称中に民間資金等活用事業推進機構という文字を使用している者については、この法律による改正後の民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(以下「新法」という。)第三十六條第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第三條 株式会社民間資金等活用事業推進機構の成立の日の属する事業年度の株式会社民間資金等活用事業推進機構の予算については、新法第

五十八条第一項中「毎事業年度の開始前に」とあるのは、「その成立後遅滞なく」とする。

(検討)

第四条 政府は、新法第五章の規定による株式会社民間資金等活用事業推進機構の支援を通じて新法第二条第二項に規定する特定事業を推進するに当たっては、災害の未然の防止及び災害が発生した場合における被害の拡大の防止を図るため公共施設等の整備等(同項に規定する公共施設等の整備等をいう。)の必要性が増大している一方で、国及び地方公共団体の厳しい財政状況に鑑み、財政資金の効率的使用を図る必要があることから、速やかに、道路その他の公共施設等(同条第一項に規定する公共施設等をいう。)の運営等(同条第六項に規定する運営等をいう。)について民間資金等の活用の一層の推進を図るための方策について検討を行うものとする。

(租税特別措置法の一部改正)

第五条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第八十二条第二号中「第十条の十四第一項を」  
「第二十七条第一項」に改める。

第八十四条の六に次の一項を加える。

6 株式会社民間資金等活用事業推進機構の登記に係る登録免許税については、登録免許税法別表第一第二十四号(カ)中「若しくは特別取締役」とあるのは、「、特別取締役若しくは民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第七十七号)第五十条第一項(登記)の委員」とする。

(沖縄振興開発金融公庫法等の一部改正)

第六条 次に掲げる法律の規定中「第十三条を」  
「第七十二条」に改める。

一 沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)附則第五条の七第一項

二 株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)附則第二十七條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる

旧日本政策投資銀行法(平成十一年法律第七十三号)附則第十六條第五項

(特別会計に関する法律の一部改正)

第七条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第九十八條第七項第五号及び第十五号、第九十九條第一項第一号ト及び第二号二、第二項第一号ト並びに第三項第一号ホ及び第二号二、第二百三條第三項並びに附則第五十條第二項中「第十三條第一項」を「第七十二條第一項」に改める。

(関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律の一部改正)

第八條 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律(平成二十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二十九條第一項中「第六條」を「第七條」に改める。

第三十條第一項第二号中「第六條」を「第七條」に改め、同項第三号中「第七條第一項」を「第八條第一項」に改め、同項第四号中「第十條の六第一項」を「第十九條第一項」に改め、同項第五号中「第十條の十三第二項」を「第二十六條第二項」に改め、同項第六号中「第十條の十五」を「第二十八條」に改め、同項第七号中「第十條の十六第一項」を「第二十九條第一項」に改め、同条第四項中「第十條の七」を「第二十二條」に改め、同条第五項中「第十條の九第一項」を「第二十二條第一項」に改め、同条第七項中「第十條の十第一項」を「第二十三條第一項」に、「第十條の十第二項」を「第二十三條第二項」に改め、同条第八項及び第九項第一号中「第十條の十五」を「第二十八條」に改め、同項第二号中「第十條の十六第一項」を「第二十九條第一項」に改める。

理由

民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し

た公共施設等の整備等の一層の促進を図るため、利用料金を自らの収入として收受する公共施設等の整備等に関する事業を実施する民間事業者に対する金融機関が行う金融及び民間の投資を補完するための資金の供給その他の支援を行うことにより、我が国において特定事業を推進することを目的とする株式会社民間資金等活用事業推進機構に關し、その設立、業務の範囲、財政上の措置等を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二十五年五月十七日印刷

平成二十五年五月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

F